

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 20 日)
(第 22 号)

第
22
号
10
月
20
日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 22 号

○令和 7 年10月20日（月曜日）

議事日程（第22号）

令和 7 年10月20日（月）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔代表質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 47名

1	番	市 野	修 平
2	番	曾 我	正 彦
3	番	荊 原	広 樹
4	番	伊 藤	雅 慶
5	番	世 古	明
6	番	市 川	岳 人
7	番	龍 神	啓 介
8	番	辻 内	裕 也
9	番	吉 田	紋 華
10	番	難 波	聖 子
11	番	芳 野	正 英

12	番	川	口	円
13	番	喜	田	健児
14	番	中	瀬	信之
16	番	中	瀬古	初美
17	番	廣		耕太郎
18	番	松	浦	慶子
19	番	石	垣	智矢
20	番	山	崎	博
21	番	野	村	保夫
22	番	倉	本	崇弘
23	番	山	内	道明
24	番	田	中	智也
25	番	藤	根	正典
26	番	森	野	真治
27	番	杉	本	熊野
28	番	藤	田	宜三
29	番	田	中	祐治
30	番	野	口	正
31	番	谷	川	孝栄
32	番	石	田	成生
33	番	村	林	聡
34	番	小	林	正人
35	番	東		豊
36	番	長	田	隆尚
37	番	今	井	智広
38	番	稻	垣	昭義
39	番	日	沖	正信
40	番	舟	橋	裕幸

41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員	1名		
15	番	平 畑	武

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書 記 (事務局次長)	小 野	明 子
書 記 (議事課長)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課係長)	辻	詩保里
書 記 (議事課主事)	畑 中	鉄 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	長 崎	禎 和
地域連携・交通部長	生 川	哲 也
防災対策部長	田 中	誠 徳

医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	竹内康雄
環境生活部長	楠田泰司
農林水産部長	枘屋典子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	塩野進
県土整備部長	藤井和久
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	上村告
企業庁長	河北智之
病院事業庁長	河合良之
会計管理者兼出納局長	天野圭子
教 育 長	福永和伸
公安委員会委員	村田典子
警察本部長	敦澤洋司
代表監査委員	村上亘
監査委員事務局長	大西毅尚
人事委員会委員	中村佳子
人事委員会事務局長	佐藤史紀

選挙管理委員会委員長

長 尾 英 介

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

人事委員会委員長から、職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

代 表 質 問

○議長（服部富男） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。28番 藤田宜三議員。

[28番 藤田宜三議員登壇・拍手]

○28番（藤田宜三） 皆さん、改めましておはようございます。

まず、質問に入る前に、我が会派の本当に尊敬をいたしておりました三谷議員がお亡くなりになりました。本当に心から御冥福をお祈りする次第でございます。

また、一見知事におかれましては2期目の当選おめでとうございます。県政の運営をぜひよろしくお願ひしたいということと、それと、新しく補欠選挙で4名の方が当選されました。ぜひとも三重県議会の活性化に寄与していただきたいと思ひます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきたいと思っております。今回、ちょっと欲張ってたくさんの質問をしますので、答弁は短めをお願いしたいと思っております。

先般、私どもの代表から知事の政策集について質問をしていただきました。それで、私は今回、先般提出をいただきました令和8年度三重県行政展開方針（案）について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

10日に説明をいただきましたこの行政展開方針というのは、強じんな美し国ビジョンみえとみえ元気プランの推進をしていくために、令和8年度の県行政の方向性を示すもので、どこに重点を置いて行政を進めていくかという内容になっておりました。

拝見させていただきますと、選挙戦の際に公表いただいた政策集に基づいた行政展開方針（案）で、一見県政の2期目の初年度とあって、幾つかの新しい条例を策定していくという方針や、初めて聞く言葉もございました。まさに一見カラー満載の行政展開方針（案）と受け取らせていただきました。

そこで、知事にお伺いします。この方針案に対する知事の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 行政展開方針でございますが、議員御指摘のように、これにつきましては私が知事選挙の前に提示をさせていただきました公約であります政策集、ここに記載があるものを盛り込ませていただいております。それ以外に大きく二つ盛り込みをさせていただいているつもりでございます。一つは、選挙の期間中29の市町を駆け巡ってまいりましたが、そのときに住民の皆さんから、県民の皆さんからいただいた声、これも盛り込んでおるつもりでございます。さらに加えて、議員から御指摘いただきましたように、この行政展開方針はみえ元気プラン、三重県の県政を運営していくための中期計画の最終年度に当たる年の行政展開方針でもありますので、これは職員の見解もよく聞かなきゃいけないということで、執行部たる各部の見解も盛り込んだものになっています。この三つを盛り込んだものが行政展開方針で

ございます。

ただ、この中にまだ入っていないものがあります。それは、私1人では県民の皆さんの声というのは十分に聞くことができません。ここにおいでになれる議員の皆様方が、日頃県民の皆さんから聞いていただき、これは三重県政に反映し、前に進めるべきものだと思われるものが多々あると思います。これを今後、常任委員会で盛り込んでいただいて、魂を入れた仏というんですかね、県民のために真に役に立つ行政展開方針をつくっていきたいと思っていますところでございます。

御指摘のように、予算だけではなくて条例についても入っております。条例は本当に必要かどうかという議論も、これから常任委員会も含めて御議論をいただいて、県民の皆さんのために、県民生活が少しでもよくなるように、大きく言うと二つポイントがありますが、県民の命と尊厳を守るという側面と、それから三重県の成長を決して止めない。産業も含めてでありますけれども、未来を拓く、この側面からつくっているつもりでございますので、ぜひまた御議論よろしくお願ひ申し上げます。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） あくまでも案で、私ども議員含めて意見を聞きながら深めていきたいということでございます。もうぜひ私どもも常任委員会でいろんな意見を申し述べさせていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、その辺の反映もお願いをしたいと思っております。

今回の行政展開方針、非常に範囲が広いわけでございます。広い中でやっぱり一番大きな課題というのは人口減少に対する対策。これをどうしていくんだということが一番大きな課題だろうと。同時に、その課題は一つの施策でできるものではない。各部局がそれぞれ連携をしながらつくっていく必要がある。言い換えれば、それぞれの施策を行っていく上で、人口減少という視点を確認しながら、その視点を入れながら政策、施策をつくっていく必要があるかというふうに思います。

どれぐらいの内容かということなんですけれども、昨年の全国の出生数が

70万人を切ったわけです。私が生まれたときの出生数というのは約240万人。じゃ、この変化がどんなふうに表れてくるのか、いろんな場面で表れてくると思います。

昨年度、私、教育警察常任委員会に入れていただいておったんですけれども、高校へ上がっていく中学校の卒業生の数字をお聞かせいただきまして、それで、こういうことなんだということを実感させていただいたんです。それは、令和6年、去年生まれた子どもが15年たつと卒業して高校へ行くわけでございます。その数が今年の高校1年生、これも実はもう約107万人まで減っているんですね。減っているその人数よりも6割以下になると。こういう数字を教えていただいて、これ、単純に頭で計算すると、非常に乱暴な言い方ですけども、高校5校を2校減らさんとあかんという勘定になるわけでございます。だから、この辺のようなことがありとあらゆるところで起こってくるんだろうというふうに、まさに実感として感じさせていただいたわけでございます。

この人口減少、先ほど申し上げたようにありとあらゆるところで出てくる。そういうことに対して、実は令和5年に、非常に先進的だと思いますけれども、三重県人口減少対策方針を策定いただいて、これを推進していくために、先ほど申し上げたように各部局が連携をしながらやっていくという必要があるかというふうに思っております。

この人口減少対策方針、そしてもう一つ、三重県人口減少対策アクションプランというのを踏まえて、今回の行政展開方針（案）についてこれからお伺いをしていきたいというふうに思っております。

そのアクションプランの中にKPI、いわゆる目標をつくっていただいております。

（パネルを示す）これがその中のちょっと抜粋をさせていただいておりますけれども。これは一番最初、出会いから始まって結婚、そして子育てといくんですけれども、一番上は、出会いのいろんなイベントを、三重県がその内容をインターネットなどを通じて公表していくということでございます。

2番目がサポーターによって出会いを進めていく。令和6年度は101名のサポーターが、昔でいう仲人ですけれども、活躍いただいて、令和5年度、6年度の2年間を通じて14組が交際までつながって、うち4組が成婚までいったということですが、この結果をどのように評価していくのかということは分かると思いますけれども、この数字を見て、私はちょっと少ないかなというふうに思うんですが、県としての課題と今後の方向性についてお答えをお聞かせいただきたいと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

県では、みえ出逢いサポートセンターを設置し、出会いの機会の増加や結婚を希望する方の支援に取り組んでおり、令和5年度から、御紹介いただきましたボランティアとして活動いただくみえの縁むすび地域サポーターを養成・認定し、結婚を希望する方の引き合わせを行う取組を始めたところでございます。

令和5年度、6年度の2年間で457組の引き合わせを行うことができました。この取組では、サポーターが利用者と面談してプロフィールや相手への希望を聞き取った上で、地域ごとにサポーターが集まり、担当する利用者の情報を交換しながら引き合わせの調整を行うとともに、利用者への事前のアドバイスやカップルになった後の相談にも応じるなど、一人ひとりに寄り添った支援を行ってきたところです。

利用者にはきめ細かい支援について好評いただいておりますが、サポーターからは負担が大きいという声がありました。また、1人のサポーターが担当できる数に限りがあるため、抽せんで利用者を選ぶこととなり、希望者の半数程度しか受け入れることができませんでした。

このため、より多くの方が利用できるよう、AIによる支援を受けながら利用者自身が相手探しをするマッチングシステムを導入することとしまして、年内の稼働を目指して開発を進めているところでございます。

また、システムを活用することで、サポーターには、利用者の安心感につ

ながるマッチング当日の同席と、一人ひとりに寄り添ったマッチング後のアドバイス、フォローに注力していただき、負担感なく継続的に活動していただけるようにしたいというふうに考えております。

こうした見直しを進めることで、出会いの選択肢を広げ、交際や成婚につながる機会を増やすとともに、今後はシステムの活用により交際・成婚の状況等をよりの確に把握し、効果的な支援を行うことで、結婚を希望する方のニーズに応えてまいりたいと考えております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 457組の引き合わせをしていただいたということでございます。それはそれで一つの結果かなというふうに思います。

今お話をお伺いしていると、恐らくサポーターの負担というのはかなり大きいものがあつたのではないかな、こんなふうに思いますので、それまでのところ、AIが使えるところはそういう形で使っていただきながら、結婚を望んでいらっしゃる方については出会いを増やしていく、機会を増やしていく。ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

出会いから結婚へ進み、この出会いというのはそれぞれいろんな形があるかと思えますけれども、出産を経て子育てへ進むと。そして、子どもたちに対して、子育て支援策として県はみえ子ども・子育て応援総合補助金という、非常に市町の現状に合わせて、就学前の子どもの子育て、これをフォローしていくという施策をやっていただいておりますというふうにお聞きしております。これは柔軟性という点では評価できるのかなというふうに思います。それは市町によって条件が非常に違うという意味では評価したいというふうに思います。

その後小学校へ入るわけでございます。お父さん、お母さんが働いていると、小学校1年生あたりですと学校が終わるともう本当にすぐ家に帰るわけなんですけれども、これに対して学童保育という体制をつくっていただいて、安心して子育てと、そして仕事が両立できるような体制を取っていただいているということでございます。このように一つの方法として学童保育という

形になっておりますけれども、この辺りもぜひとも充実をしていただきたいなというふうに思います。

小学校、中学校、高校という形で子どもは育っていくわけでございますけれども、この段階での経費を考えたときに、私も若い人たちと話す機会があるんですけども、そういう点での子どもをたくさん育てるということ、その辺の経費が高いということでちゅうちょするという意見は以前よく聞いたものでございますけれども、この点については国、県、市町の支援が広がってきておりますので、これを充実していただくとすることは、冒頭の人口減少対策としては非常に重要であると思っておりますので、県としてもその充実を図っていただきたいというふうに思っております。

これらの教育機関を卒業した生徒、学生にいかに関東で就職をしていただき、定住し、結婚し、そして、子育てをしていける、こういうことがうまく回っていくというのが本当に三重県の人口減少対策の要になっていくんだろうというふうに思っております。

県内の高校生の県内就職率及びその人数は、（パネルを示す）実はこの表のとおりでございます。これなんですけれども、農業についてはそんなに数字的には割合が変わっていないんですが、工業系がどんどんどんどん下がってきています。商業系についてはそんな大きな変化はございません。全体を見てもやっぱり少しずつ割合が下がっておる。特にいわゆる工業系が下がっているという状況がございます。

このことについて、中学生あたりからやっぱり働くということ、そんなことについての意義であったり、あるいはどんな仕事をしていくんだ、どんな職に就いていくんだというようなことに関心を持っていく。そういう思いを醸成していく。そのときにやっぱり地域の産業を含めた地域の魅力というもの、もっともって中学生も含めて教育の中に入れていく必要があるのではないか。高校になりますと、これは特に専門課程の高校へ行った生徒、彼らには地域の企業の情報であったり、地域で働いて暮らしていくということの魅力を知ってもらう。もっと具体的には、企業との交流を促進していくとい

うようなことをすることによって地元への帰属意識を高めていく。そんな教育がもっとも必要ではないかなというふうに思っております。これは三重県人材確保対策推進方針でもそのような指摘をされておりますし、教育を担当していただいております教育委員会でもこの辺のところは恐らくいろいろお考えいただいておりますというふうに思っております。

そこで、現在の中学校、高校、特に私は普通科高校の生徒にも、将来大学へ行って、そのときに地元の意識を高めるためにも、このようなキャリア教育という内容をもっともっと深めていく必要があるのではないかと、増やしていく必要があるのではないかとというふうに思いますけれども、現在の中学校、高校におけるキャリア教育の取組についてお伺いをしたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、中学校及び高校におけるキャリア教育について答弁させていただきます。

キャリア教育は単なる進路指導にとどまらず、地域の一員としての自覚を育む重要な教育であると私どもも考えています。

まず、中学校における取組ですけれども、中学校ではこれまでも地域と連携したキャリア教育に取り組んできましたけれども、将来の地域人材育成という観点から、地元産業の魅力を理解することの重要性が再認識されておまして、近年、企業等と連携した取組を進めています。

例えば鈴鹿市では、伊勢形紙に関わる方から歴史を学び、生徒自身がデザインを考案するなど、伝統産業の継承と発展について考える取組を行いました。また、四日市市では、地元企業等の協力を得まして、出前授業や工場見学などを通して、子どもたちが地元企業の魅力に触れる活動を進めました。子どもたちからは、伝統産業を守っていくことが大事だ、近くの会社にこんなすごい技術があることを初めて知ったなど、改めて地元の産業や企業を再認識する声が聞こえました。

次に、高校、特に普通科高校における取組についてですけれども、近年、普通科高校では、地元企業と連携したキャリア教育を強化しています。これ

まで大学進学者が多い普通科高校では、職業高校に比べまして地元企業を知る機会が少ない状況がございました。そこで、将来の生き方として地元に貢献するという選択肢もあることに生徒たちが気づき、多様な進路を考えるきっかけとなるよう、様々な取組を推進しています。

その一環として、今年度は大学進学者が多い普通科高校3校で県内企業展を開催しました。これは、大学進学で一度は故郷を離れる生徒たちに、高校在学中に県内企業の魅力や社会での役割を伝え、将来的な地元就職を考えるきっかけにしてもらうための取組です。参加した生徒たちは、企業の技術力などに直接触れ、地域の発展に貢献したい、地元の企業で働きたいといった前向きな感想を寄せています。

また、このほかにも、企業見学や地元企業人による講演会などを通じまして、生徒が社会人と直接交流する機会を設けています。特に、Uターン就職した方や年齢の近い社員から実体験を聞くことは生徒にとって大きな刺激となり、自らの学習と将来のキャリアを結びつけて考えたり、地域社会への貢献意欲を高めたりする上で貴重な機会となっています。

今後も地元企業との連携をキャリア教育の重要な柱と位置づけまして、一層の充実に努めてまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 御答弁いただきました。

地元の企業と連携を深めていく、そういう意識を教育委員会でも非常に持っていておるといのは分かりました。

しかし実態は、例えば中学校、私も以前農業をやっております、中学生が3日間ぐらい農業の現場へ来ていただいたという記憶がございます。その量と質、この辺のところはどのように考えてみえるのか。そして高校生の場合、どれぐらいの期間で何回ぐらい想定されるのか。普通科、それから、いわゆる専門学科、特に工業高校の場合、逆に言うとどれぐらいの期間で、回数は何れぐらい取れるのかという話になるのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（福永和伸） 普通科高校での企業経験、インターンシップなんかはかなりの学校がやっております、週二、三回程度とか5回程度とか、そういう形で進めております。進学校ほどなかなかそういう機会が取れる機会が少ない状況でございます、今年、進学校と言われる学校で企業を見学する取組とかを始めていますけれども、まだまだ十分ではないと認識しています。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 中学校はどんな感じでしょう。やっぱり県の教育委員会としてはその情報は正確にはつかんでいらっしゃるのか。

○教育長（福永和伸） 県全体としてどうかはなかなかはっきり今の資料では分かりませんが、中学校もインターンシップを実際やっておりますし、週3日ほどやっている市町もあると認識しております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 本当に人口が減ってくる一方で、企業のほうでは人材をもっともっと地元で確保したいという思いがあるわけですので、中学校のインターンシップももっと増やすべきではないだろうか。それと、企業の展示会、これは非常にいいアイデアだと思いますし、具体的にやっていただいておりますということであれば、中学校でもそういう機会をつくっていただいてもいいのかな。そういうことを市町のほうへお話いただけたらなというふうに思いますし、それから高校の場合、週に2回とか3回とかというお話をされましたが、3年生は特に普通科の場合は受験という問題も意識があるかというふうに思いますけれども、じゃ、1年間、1年生、2年生で時間を取っていく。1年に一度はそういう機会を設けていくというようなことも考えていただく必要があるのかなというふうに思いますし、特に専門課程の学科についてはもっともっと増やしていただいて、そのことは、学習していく内容を深めていく意味でも物すごく大事だと思っておりますので、後で結構ですけれども、実態をまたお聞かせいただきたいなど。その回数、量、内容についても、ぜひとも充実をしていただきたい、こんなふうに思います。これは要望にしておきます。

ただ、この際、そういうことをやっていくという話になると、それを教師にいわゆる丸投げというのは、限界があるんだろうというふうに私は思っています。本当に高校生、そして普通科の学生が大学へ行って地元へ戻ってきてもらえるようにするためには、地元の企業の情報を集めて、そしていわゆる就職指導の先生に情報を流していただく。そして具体的につないでいくような人員といえますか、そういう担当の人をやっぱりつくっていくぐらいの勢いでやらないと、先ほど見せました数字、それから、一旦県外に出た方が戻ってくる、心の中にそういう非常に大きなものを持たすということについては、本腰を入れてぜひとも教育委員会で対応していただきたいなというふうに思います。先生を増やしていただくのが一番いいんですけども、現実には非常に難しい、定員の問題もあって難しいと思います。そういう意味でも、就職を指導していただく、その辺のところの方をぜひとも増やしていただきたいということをこの際お願いしておきたいと思います。

それともう一つ、次に、先ほど申し上げたように、5校のうち2校を再編せざるを得ないというような、乱暴な言い方ですけども、こういう現状が突きつけられているわけです。先般、村林議員より高校の再編というところで議論がされて、やっぱり地域へ十二分の配慮をすべきだという御意見というふうに私はお伺いしたんですけども。

私は先ほどのキャリア教育も含めて、いわゆる都市部における高校の再編、これは村林議員の視点とはちょっと違うように思いますが、地域社会への配慮をしていかなければならないという点では共通するところがあるかというふうに思います。再編していく上で、要は各市において進学校が要るよね。その進学校には最低限のクラスが要って、そうしないといろんな教育的な内容が補完できないんだ、担保できないんだということで、最低限の学級数は確保すると、これは分かるわけです。理解できますけれども、専門学科の高校においては、先ほど来いろいろ話をさせていただいたように、そういう地域への帰属意識、愛着、魅力を腹の中に落としていく。そういうことを考えたときに、その辺のところを再編の中でも当然加味して考えていく必要があ

るのではないかなというふうに思うわけでございます。

(パネルを示す) 各市町でどんな高校が幾つあるのかと。これが表でござります。ちょっとこれ、北勢・中勢地区に限ってやっていますけれども、御覧になって分かるように、桑名地区、四日市地区、鈴鹿地区、津地区と、こういう状況になっております。この中で、先般鈴鹿地区で、鈴鹿市では2校、亀山市で1校という提案がされたというふうに聞いておりますが、こういう形で、恐らく桑名地区、四日市地区、それから津地区においても対応がなされるんだろうと思いますけれども、この辺のところの、再編をしていく上での、先ほど申し上げたような、高校を卒業される方が地域へどうやってどれだけたくさん就業してくれるか。一旦大学へ行かれた方がどれだけ三重県へ戻ってくれるのか、地元へ戻ってくれるのかというようなことを意識した再編計画をつくる必要があるというふうに私は思っております。

一方、人材確保対策推進方針というのを先ほども申し上げましたけれども、そこに、学生の半数超がインターンシップに参加した企業に就職しておりというような指摘があるわけですね。地元への愛着を高めるという意味で先ほどいろいろお話をさせていただきましたが、この指摘は恐らく大学生の調査だと思いますけれども、専門学科の高校生にも同じことが言えるのではないかなというふうに思うわけでございます。

そこで、いやいや、高校はよその地区へ行っても地元へ就職する人もいるんだよというような意見もあろうかと思いますが、インターンシップをもっともっと重視して、できるだけ地元へ戻ってこられるというふうに、ぜひとも進めていっていただきたいと思うんですが、いわゆるこの表のそれぞれのところで都市部の高校の再編をしていく際の考え方、これをお伺いしたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長(福永和伸) それでは、答弁させていただきます。

高等学校におきまして、地域の産業界や地元自治体と連携した学びに取り組むことが大切であることは十分認識しております。

ただ、都市部であるなしにかかわらず、高校再編を検討するに当たって最も大切にしなければならない価値観は、子どもたちの豊かな学びの実現でございます。教育は子どもたちのためのものです。子どもたちに豊かな学びをいかに提供していくのか、それを第一の価値に据えて、子どもファーストの視点から再編を議論していく必要がございます。

中学校を卒業するとき、子どもたちには一人ひとり高校選択に当たっての希望がございます。進学校を希望する者、工業、商業、農業などの職業的な学びを求める者、高校生活3年間をかけてじっくりと自分の将来の進路を考えようとする者など、その思いは実に様々です。県教育委員会には、こうした子どもたちの進路希望に応えるべく、それぞれの自宅から通学できる圏域内に多様な学びの選択肢を整えておく使命がございます。

また、各高等学校には、多様な講座が展開されて、子どもたちが目指す進路に向けて学びたい内容を自在に選択できる環境を整えることが求められます。加えて、部活動の選択肢を多彩に提供できることも重要ですし、社会に出る目の前の学校ですので、価値観の異なる多くの級友と出会える環境を整えることも留意すべき大切な要素と考えています。

では、議員御指摘になられた地域との連携は、こうした子どもたちの豊かな学びを踏まえた上で並行して検討していくものと考えます。どのような学科が望まれているのか、学びの内容をどうするかなど、地域の声を聞き、ニーズを踏まえて検討すべき事項は多々あると認識しています。

先ほど議員もおっしゃいましたように、今後、県内の中学校卒業生数は4割以上減少するということが見込まれています。こうした少子化の状況の中で、多様な学びの選択肢の維持と学校規模とのバランスを図りながら、再編も含めどのように学校を配置していくことが子どもたちの豊かな学びにつながっていくのか、地域と連携した学びや地域資源の活用という視点も大切にしながら、今後とも、その方策について検討してまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） おっしゃることはごもっともでございます、やっぱり

基本は生徒の思い、将来どんな仕事に就いていくのか。これを尊重するというのは非常によく分かりますし、それがゆえに、やっぱり中学校でもその辺のところの意識づけをする教育はもっともっと進めていっていただく必要があるかというふうに思っております。

先ほどお見せした専門学科、このことについては地元という意識も考えていただいて、ぜひとも、ぜひとも考慮に入れていただいて、再編について対応いただきたいと思えます。

インターンシップをすることによって、それぞれの地域へ就職する確率が高くなっているわけですので、これは鈴鹿の話ですけれども、実はいわゆる専門学科の高校がないわけですし、一部普通科の中でコースはつくっていただいておりますけれども、現実の問題としてはそこで得られる資格であったり、あるいはその内容の深さであったり、いろいろ御意見が地元からもございます。その辺のところも考えながら、インターンシップを恐らく鈴鹿の企業ともやっていたらというふうには思いますが、それは先ほど申し上げたようなコーディネーター的な方がいらっちゃって、その準備をしていくということであれば可能かもしれませんが、就職を担当する先生にその辺のところを全てお任せするという話になると、どうしても高校の存在している近くの企業へ行かざるを得ないというふうに私は思えます。そういう意味ではやっぱりバランスのよい再編をぜひとも考えていただきたいと、こんなふうに思っております。これは要望でございます。

高校の再編という話をさせていただきましたが、では、中学校、高校において、三重の魅力について学ぶ機会を増やしていく、交流を増やしていくというようなことを教育委員会のほうでは考えていただいておりますけれども、大学を卒業する時期にその学生に三重県で就職していただく、あるいは一旦県外で就職された方がやっぱり地元へ戻ってきたい、そんな思いを持っていただけるような、そういう教育、これもぜひとも進めていただきたいということをお願いいたしますけれども。

一方、いわゆるそういう若い人たちが三重県へ就職をしていくための施策

というのが、当然県としてもやっていく必要があるんだろうと思います。

しかしながら、最近の学生は労働者の売り市場になっているということもあって、大企業志向や安定志向を求めて都市部に流出してしまう傾向があります。一方、県内企業は先ほど申し上げたように人材確保に大変苦労していると。

このような状況の中で、三重県で就職をしていただくための支援として県は現在どのような取組をさせていただいているのか、そして今後どのように進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、若者の県内への就職支援につきまして御答弁申し上げます。

若者の県内就職を促進するため、県ではおしごと広場みえにおきましてキャリアカウンセリングや個別相談を実施するなど、求職者一人ひとりのニーズや特性に応じた就職支援を行っております。また、県が運営する就職情報サイトやSNSなどの多様なチャネルを活用しまして情報発信に取り組んできたところでございます。

しかしながら、県内外の高等教育機関卒業生の県内就職率でございますが、令和3年度の44.0%をピークに、4年度以降は低下傾向にございます。

大半の学生が大手就職情報サイトを中心に就職活動を行うという実態がございますが、そうした中で、三重県出身の学生に聞きますと、三重県にどのような企業があるかを知らないといった声や、県内企業の採用情報が入ってこないといったような声も寄せられておりまして、多くの学生に県内企業の情報が届いていないという状況が改めて明らかとなってまいりました。

若者を県内での就職につなげていくためには、県内企業の情報をしっかりと届けることが重要であるというふうに考えておりまして、発信をさらに広げるため、県が運営する就職情報サイトと大手就職情報サイトとの連携を進めていきたいと考えます。このことによりまして、県運営サイトに掲載されている県内企業の採用情報がより多くの若者の目に触れるというふうにして

いきたいと思っております。

また、今後は、就職支援協定締結大学がございしますが、このうち、特にUターン就職が見込める中京圏・関西圏の大学へアプローチを強化していきたいと思っております。具体的には、大学関係者との情報交換を積極的に行いながら、学生向け就職説明会等の機会を捉えまして、学生に向けた情報発信を一層強化していきたいと考えております。これらの取組で、若者の県内企業への就職につなげていきたいというふうに考えております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） お答えをいただきました。

（パネルを示す）先ほど冒頭に見せた表を見ていただくと、お話があったように、ここですね、これが下がってきているのと、目標に届いていない。これは両方ともそうなんですけれども、ただ、協定を結んでいただいている大学そのものがどンドンドンドン増えているんです。増えていることは存じ上げておるんですが、まだまだまだまだこういう状況でございますので、大手の就職サイトを使ってつながって、情報を流していくんだと、こういうふうにおっしゃっていますが、それは期待はいたしますけれども、やっぱりもっともっと新しい方法というものについて検討もいただきたいと思うし、ぜひとも情報が確実に届くようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう1点は、地元の企業に就職をいただくということと別に、自分で企業を起こす起業、これについて県はどんなやり方をしているのか。私、代表質問は今回で2回目ですけども、これは前回の代表質問でも申し上げたと思うんですが、三重県内で企業を起こしていく、こういう若者に対して、場所と色々な情報の支援というようなことも含めてどのように考えてみえるのか。そして今後どのような方向に行くのかちょっとお聞かせください。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、県内での起業を目指す若者への支援につきましてお答えいたしたいと思っております。

人口減少社会におきまして、地域の課題解決と活性化を図るためには、ス

スタートアップの創出は極めて重要でございます。ベンチャー白書2023というのがございますが、そこによりますと、初めて起業した方の半数以上が30代以下の若者層というふうに捉えられております。

本県では若者の関心がそれに向けて高まるように、同世代の起業家を招いた機運醸成のイベントでありますとか、交流の場を積極的に開催してございます。

そのような中、アイデアを持って起業へ一歩踏み出す若者に向けまして、初期段階で重要となります事業アイデアの具体化、これを支援するプログラムを展開いたしまして、その挑戦と成長を後押ししているところでございます。この支援プログラムには三重大学の学生も参加しておりまして、成果として次世代AI人材を育成するためのビジネスが立ち上がるなどの具体的な事例も出てきております。

また、今年度からスタートアップや若者など多様な人材が集うSHIBUYA QWSなどの事業共創施設を活用いたしまして、県外からの起業家の流入に向けた取組を開始いたしました。

さらに、これら若き企業人材の受皿にもなるよう、県内民間事業者によるインキュベーション施設の整備への支援も進めているところでございます。

県としましては、若者が地域経済の新たな担い手として活躍できますよう、産官学連携の下でこれらの取組を着実に進めてまいります。

[28番 藤田宜三議員登壇]

○28番（藤田宜三） いろんなイベントをやっていたいておる。そこに講師として今までの経験がある方を呼んでいただいておるということですが、これ、どうなんですか。回数にして1年間でどれぐらいやられているんですか。その重要指導をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○雇用経済部長（松下功一） 回数的なものは今ちょっと手元にはないんですけども、各企業、これまで卒業した方でありましてか、地元の優良中小企業の方とかがありますが、少なくとも10回程度ぐらいはさせていただいていますので、そうしたことでしっかりとメンターとして頑張っていただいている

状況でございます。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） ぜひそういう回数を増やしていただく、三重大学では学生が少し動き始めたというふうにお伺いしましたけれども、やっぱり三重大に限らず、いろんなところ、そして、専門高校を出た方でもいいんだろうと私は思いますし、それから一部の会社で働いていた方が独立していくということについて、ぜひとも後押しをしていただきたいというふうに思います。インキュベーション施設を民間と一緒にやってつくっていただいているというふうに答弁いただきましたので、ぜひともその辺のところをバックアップしていただきたい、こんなふうに思います。

次は、知事が非常に気にされているジェンダーギャップ指数なんです。三重県から転出をされる女性が非常に多いと。15歳から29歳の女性の転出超過数というのは令和6年度が2246人。それはもう男性のそれよりも多くなってきている。特に20歳から24歳の、就職時期に当たるのかなと思いますけれども、その方の転出が1404人と、男性の約1.6倍だと。その大きな理由として、知事もおっしゃっているようにジェンダーギャップを何とか解消していくというようなお考えがあらうかと思ったり、昨年度の日沖議員の質問でもその辺のところをお話しされていますし、そういう意味では都道府県版ジェンダーギャップ指数があるんですね。指数というのは視点が四つあって、経済的な視点、政治的な視点、教育の視点、それから行政に関する視点というのがあって、計算をしていただいて、総合で47都道府県中46位と、こういうことでございますけれども、これについて、日沖議員の質問に対して、形ができつつあると。今年度、戦略をつくると、こういうことで三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略中間案を読ませていただきました。ジェンダーギャップというのを解決していくには非常に多岐にわたった対策が必要だということです。

特に、無意識に思っている男女差についての、いわゆるアンコンシャスバイアスと言われるそうですけれども、これを解消していくんだと。それから、

働き方の多様な選択肢をちゃんと用意するんだと。それから、それらによって仕事と家庭の両立を支援していくような施策もやっていくんだと。こういうことを通じてジェンダーギャップ指数を上げることによって、三重県で女性の転出を減らしていこうと。こういうのが、どうもこの戦略の大きな柱のように読ませていただきました。

ジェンダーギャップというのは視点がたくさんあって、それぞれギャップがあって、その解決策というのはそれぞれの場面で考えていく必要があるんだろうというふうに思っております。だから全体としての話ではできませんので、一番私に分かりやすかったところでちょっと話をさせていただきたいなというふうに思います。

それは、男女の賃金格差なんです。戦略の中で指摘されているのは、令和5年度の差が約8万4000円、令和6年度は約8万8000円金額が違いますよというふうに指摘をされています。これは、要は8時間労働者、8時間の雇用をされている方ですので、正規・非正規は別に置いておいて、その差が先ほど申し上げた数字でございます。正規社員という形での男女格差って、私の勝手な思いですけれども、もっと開くのではないかというふうに思っております。

(パネルを示す) 正規社員と非正規社員、女性の場合どんなふうが変わってくるんだろうというので、実は赤いのがいわゆる正規社員の就業率ですね、女性が就業している割合です。ブルーが、要は正規と非正規の比率なんですね。25歳から29歳をピークに正規雇用が極端に減っていくんです。

この原因については結婚やとか育児やとか介護の負担が女性にかかっていっている。それによって正規雇用から非正規雇用が変わっていく実態を示しているんだろうというふうに思うわけでございます。ところが、不本意で変わっていくという人は三重県の場合は少ないんですね。ただ、それは先ほど申し上げたアンコンシャスバイアスというのが既に働いているのではないかな、こんなことを私は思いながら、このグラフで見る赤とブルーとの間というのが正規と非正規との差になるわけでございますので、この辺のところ

に対する対応の施策が重要ではないかなというふうに思います。

その一つとして、実は行政展開方針（案）の中には短時間正社員制度を活用すると、こういう表現がございます。これは、知事の日沖議員に対する答弁の中にもこの言葉が出てきております。正規雇用で労働時間が短い職員というふうに捉えたらいいのではないかなと私は思っているんですが、いわゆる今回の戦略の中でもこの選択肢を増やすと、こういうふうに言われておりますので、この働き方を増やすことによってこの差は縮まっていくのではないかなというふうに思いますので、もっと推奨すべきだろうと私も思うわけです。

しかし、その分企業への負担が増えるわけでございますので、大企業についてはともかく、中小企業の導入には非常に課題が多いと思います。これを進めていくんだという内容になっておりますが、この辺のところはどんなふうに進めていこうとしているのか、お聞かせください。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、お答えいたします。

三重県は、経済分野におけます都道府県版ジェンダーギャップ指数が4年連続全国ワースト2位ということでございますが、その中の指標の一つであるフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差ということを大きな課題というふうに認識してございます。

その背景でございますが、女性の正規雇用比率が25歳から34歳をピークに低下する、いわゆるL字カーブが全国平均より低い状況となっていることでもありますとか、女性労働者全体に占める非正規雇用者の割合が全国2位と高い水準であることなどが挙げられます。

このように三重県では、女性が出産、育児、介護等様々なライフイベントを起因としまして、雇用形態に変化が生まれているということが男女の賃金格差を生み出す要因の一つであるというふうに思っております。

こうした課題を解決するため、これまでも女性をはじめとする誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んできたところでございます。加えて今年度

からは、様々なライフイベントが生じて、個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる短時間正社員制度等の活用を推進してまいります。

具体的な取組としまして、三重県働き方改革推進奨励金制度がございますが、令和7年度からこれに新たに短時間正社員制度等活用促進コースというのを設けて、中小企業でのこの制度の導入促進を図っているところでございます。

議員御指摘のようにコストの面とか課題もありますが、一方で、企業にとっては人材確保でありますとか中長期的な人材育成といったメリットもございます。そのため、短時間正社員制度の導入を検討する企業にアドバイザーを派遣しまして、モデル事例の創出に取り組んでいるところでございます。

今後は創出するモデル事例や短時間正社員制度を活用して働く人の声を紹介するなど、周知・啓発に注力していきたいと考えております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 時間が迫っていますので、本当はもっと突っ込んだ話をしたいんですけども、いわゆる経済側面でのこの指数を上げていくというのはやっぱり非常に多岐にわたる内容になると思います。その中のほんの一部を今、提案させていただいたわけでございますので、この方向というのを、私は大いにもっともっと進めていくべきだというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは最後の質問に参ります。

今回の行政展開方針（案）の農業政策の中で、初めて出てくる表現だと思っておりますが、みえの未来農業ビジョンの策定を開始するということでございます。言葉どおりに受け取れば、三重県独自の農業の未来像を策定していくということになろうかと思っております。

私は個人的に、三重県の農業政策というのは国の政策の追随、そうせざるを得ない面もありますが、やっぱり三重県としての独自性にちょっと欠けているのではないかというふうに思っております。当然国の政策は重要なんで

すが、三重県の独自性を出した農業政策の策定は、私としては待ち望んでいるところでございますし、知事からも農業に力を入れるというお話をいただいています。

今回、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の改正をいただきました。それに基づいて基本計画を策定していただいて、農村の活性化を図ることにより産業政策と地域政策の両面から施策を進めていくということでございます。

おっしゃられたみえの未来農業ビジョンという中には、人口が減少していく中で、若者の農業への就業が増加するという視点も当然含まれると思いますが、基本計画との関連を含めて、みえの未来農業ビジョンについてお答えをいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私なりのみえの未来農業ビジョンについての答弁を申し上げます。必要に応じて、後ほど農林水産部長が補足をするところがあるかもしれませんが。ちょっと時間の関係でどうなるかですね。

まず、実は今、議員がおっしゃったとおりでありまして、私、4年間見てきまして、三重県の農業施策というのは国の施策の追随、だけとは言いませんけど、が多いんじゃないかと思います。それはかつて農林省出身の知事が40年間おいでになられたことも影響しているのかもしれませんが、三重県独自の考え方を出していくべき時期やと思っています。三重県の地理的な、大都市を二つ、大阪と名古屋を抱えていて、そこで米づくり優位ではあるんですけども、それだけでいいわけではなく、ただ、園芸もほかの地域に比べると伸びているところもあるので、そういったことをしっかり考えていかないかんというふうに思っています。

今、農業は大きな岐路に立っています。先ほど議員も御質問いただいた人口減少、ここから来る農業の担い手の減少、これは本当にもうえらいことになっています。それから気候変動も出てきていますし、米の価格の上下ですね。これも最近大きな問題になっていまして、これへの対応というのは今、

国も迫られているところであります。我々もしっかり考えていかないかと
思っています。

条例をおつくりいただいています。この11月には計画を私ども議会に提出
させていただきます。これは条例とか計画、法令に付き物なんですけれども、
つくった瞬間に陳腐化していくんです。農業というのは今大きな岐路に立っ
ているので、常に議論して新しいものを求めていく必要があると思っていま
す。

例えば米でいうと今、米の議論を、懇話会というのをつくってやっていま
すけど、概算払いというやり方がええのかどうか、JA鳥取中央でやってお
られるような生産費払いみたいな形もあるんじゃないとか。それから大規
模化、これは必要なんですけど、どうやったら具体化できるのか。それから
新たな技術、これは鳥取県とか、もう各県でやっています。北海道でもやっ
ていますけど、どうやったら導入できるのか。また、競争を勝ち抜くために
ブランド化をどうしたらいいのか。先ほどの米と園芸の話でいうと、福島県、
秋田県、それから新潟県で進めておられますが、成功しているものだけでは
ない。

そういう様々な先進的な事例に学んで、我々は三重県の農業をどうしてい
くのかというのを考えていく必要があります。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○知事（一見勝之） これからお茶も園芸も議論していきたいと思っておる
ところでございます。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） ありがとうございます。

とにもかくにも三重県版の独自性のある農業政策をつくっていくんだとい
うふうに理解させていただきました。ぜひとも農業者にとって、やるぞと、
後継者がやっぱり農業の世界で生きていくんだというような思いを持って
いただける、そんな若い人ができるようにこのビジョンをつくっていただいて、
それに向けて施策を進めていける。そんなことを期待して、時間になりまし

たので質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○議長（服部富男） 代表質問を継続いたします。30番 野口 正議員。

〔30番 野口 正議員登壇・拍手〕

○30番（野口 正） 改めましてこんにちは。

代表以下からちゃんとした日本語で話せと、滑舌が悪過ぎるからと言われましたので、皆さんに御迷惑をかけるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

遅れましたが、一見知事、御当選おめでとうございませう。また、新しく当選されました4名の仲間の皆さん、本当におめでとうございませう。

それでは、時間がもうありませんので、早速始めさせていただきます。

まず初めに、中小企業・小規模事業者の支援についてでございます。11月から最低賃金も上がるため、中小企業及び小規模事業者の経営状況がかなり厳しくなると予想されております。

物価高騰対策の遅れ、また、エネルギー価格の高騰、価格転嫁がなし得ていない今だからこそ、前回まで用いられていました小規模事業者持続化補助金のような支援が必要だと思っておりますが、三重県独自の支援策の必要性がある

と考えております。

経済は生き物であります。なかなかコントロールし難いものですが、県として対応をどのように考えているのか。また、現状の認識をどう考えているのか。また、どのように支援をしていこうと考えているのかをお聞きいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 中小企業・小規模企業の割合、三重県は99.8%でございますので、三重県の産業を支えていただいていると申し上げても過言ではないというふうに思います。非常に大事な企業でございます。

他方、その企業は今非常に苦しんでおります。議員から御指摘いただきました最低賃金、明日から三重県は発効しますけれども、5年前と比較をしますが、令和2年は874円でしたものが、明日から三重県は1087円になりまして、24.4%の増です。

それ以外にも様々な課題がございます。例えば物価高騰です。これも5年前と比較します。5年前を100としますと、令和7年9月の国内企業物価指数の速報値は126.9、26.9上がっているということです。課題はまだあるんですけど、幾つか申し上げていますが、もう一つ大きな課題を申し上げますと労働力不足であります。先ほど御同僚の藤田議員の御質問に対する答えでも申し上げましたが、人口減少は非常な勢いで三重県にも迫ってきております。

例えば約4000社にアンケートを毎年三重県は取っていますが、令和2年度に取りましたアンケートで人員不足というふうに回答されました事業所は44.5%でしたが、令和7年度は55.7%、本当はもっと多いと思います。

今申し上げただけでも三つの課題があります。その課題に対して県はしっかりと対応しているつもりではございます。例えば物価高の対応に言っていると、ガスとか電力の支援金、これをやってまいりました。また、物価高、人件費高騰、労働力不足、これをまとめて例えば補助金で対応するとかいう話もやらせていただいております。

物価高と人件費高騰に関して言うと、生産性向上、高付加価値化、これをするにはやっぱり企業の持ち出しがあります。それを何とか支援しようというので先ほど申し上げた補助金。さらには適正取引とか価格転嫁も大事であります。これは民民でやっていく話なんですけれども、官もかまないといけないということで、令和6年の4月に三重県内の15団体で共同宣言をやって適正取引、価格転嫁、これは元請、下請、関連企業、多層構造になっているところを、きちんと現場の方々にもお金が行くようにしようということです。そして、労働力不足に関しては外国人材の活用も必要だということで、例えばベトナム、インドネシア採用合同面接会であったりもしておるところでございます。

賃金は今の若い人たちの労働環境を考えると上げていかざるを得ない。この議会でも以前答弁しましたが、今まで30年間なり35年間失われた期間というのを取り戻していく必要が日本はありますので、正のスパイラル、物価も上がるけど、賃金も上がる。そういうことを志向していかないと日本の将来もないので、そのために中小企業の方をどうやって支援していくかということが重要です。

もう一つの支援の仕方としては、例えば商工会議所のアドバイザー、あるいはコーディネーターという方々がやっていただいているような伴走型の支援というのも重要で、この部分も県は支援をさせていただいているところです。今後も中小企業が三重県内で持続的に発展できるように考えていきたいと思っております。

県独自のというお話もございました。まず国の補助制度、これは使い勝手があんまりよいという話もございます。これはどういう点が使い勝手がよいのかきちんと聞き取りをした上で、全国知事会もございますけれども、私ども県独自としても国に対して要望することができますので、そういった要望をしていきたいと思っています。それから、県独自でどういうことができるのかというのは業界の方々としっかりお話をし、そして国の動向も見ながら、県独自でどういうことができるか、引き続き検討を進めていきたいと

思っているところでございます。

[30番 野口 正議員登壇]

○30番（野口 正） ありがとうございます。

本当に今、中小企業の方は一生懸命頑張っていただいています。そして従業員の方にも、変な言い方ですけど並の生活はしなきゃいけないんだということで頑張っていただいています。本当にこの物価高騰、先ほど言いましたいろんなこと、ガスとかいろんな支援もしていただいています。しかし、現実問題としてなかなか難しい。大手企業は賃金を上げて人手も入れている、だからいいんです。だけど今、さっきも言ったように、三重県のほとんどの小さな、小さなって失礼な言い方ですね、小規模企業の方々、本当に状況的に厳しいと思いますので、これを何とかしていかないとやっていけないという思いがしています。

そして、先ほど言われましたが、国の制度。ほとんどが国の制度で今運営されている節があるということでございます。ただ、国だけではやっぱりできないという部分もあるので、三重県としてやっぱりどんな形でもいいので、少しでもいいから皆さんのことを見守っていますよ、皆様のことを考えていますよという、そういうあれが必要かなと思うんですけど、そこら辺に関してあまり県としてないように感じるんですが、いかがなものなんでしょう。

○雇用経済部長（松下功一） 県ではコロナ禍以降、そういった物価高対策と、綿々と様々な困難が来た際に、例えば三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金でありますとか、県の融資を拡大してまいりました。こうしたことをこれからも財源とも相談しながら、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

[30番 野口 正議員登壇]

○30番（野口 正） あんまり言いたくないんですけど、頑張っていただくだけでは、対応してもらえないと非常に困ると思うんです。先ほど知事が言われたように、国の制度は使いづらいところがあるので、当然そこら辺の指導とか支援をしていただく。これがまず中心になるんだと思うんです。

だけど、聞くと行政職員の方の指導がなかなか思ったより厳しいような言い方をする。本当に理解しているんですかというようなことも聞かせていただきます。これは一部の方の意見かも知りませんので、そこまでは申しませんが、そういう意見もあるということは、本当に中小企業の方が困っていると考えています。

先ほど言いましたように、中小企業が立ち行かなければ大変なことになる。韓国の例を出して申し訳ないですけど、ちょっと失礼な言い方が分かりませんが、韓国は身の丈を超えた以上に最低賃金を上げました。それによって中小企業・小規模企業のほとんどがばたばたと息が上がって、かえって雇用が崩れたという話も聞かせてもらったことがあります。

いろんな制度をやっていただくことが必要ですけど、やっぱりその中でもいろんな対応の仕方はやっていただかないと駄目だと思います。もう本当にお願いしたいのは、あらゆる手段を使って。私どももいろんな要望を聞かせていただいています。1団体だけじゃないです。もう本当にいろんな団体の方からやっぱり中小企業を守ってくれと。三重県民のほとんどが、雇用を守れなかったら安定した生活がないんだから、そこら辺だけはどうか皆さんに御理解をさせていただいて、何とか県の皆さんに、全て県に任せるというわけではございませんが、できる限りの努力をお願いしたいと思います。

もうあれですので、これ以上言うても何か案が出ないか分かりませんので、できるだけよろしくお願いを申し上げますということでこの件は終わらせていただきます。

続きまして、先ほどもお話しされた一問をやります。外国人労働者の受け入れ環境整備の対応についてということでございます。

先ほど知事も少し言われまして、やっぱり外国の方の雇用が必要であろうと。外国人の方を入れるということについては、これから日本、いろんな賛否があるとは思いますが。移民の問題、その他あると思うんですけど、現実問題として、現実問題としてやっぱりもう外国の方の力を借りないといけないような状況になっておりますのでお聞きしたいと思います。

先ほど言いました県内人口は減少局面にあり、県内の労働者不足を緩和するための人材確保に向け、産学官がそれぞれ連携して人材確保対策の推進が必要と言われております。

外国人雇用については、先ほど言いましたようにいろいろな意見がありますが、現実問題として、外国人の方々の手を借りなければ経済が回っていかないということも事実であります。

本来、日本人が働かなければならないところに、雇用がうまくいっていない状況の中で、どうしても外国人の方の力を借りなければなりません。

知事は、昨年度でしたか、ベトナムやインドネシアにおいて、そういうものの協力を求め、交流も含めて外国人雇用について努められていることは理解しております。

そこでお伺いします。外国人雇用については先ほど言いましたように様々な意見があります。何となく不安を感じている県民の声もありますが、そのような中、外国人労働者の受入れについて、県としてどのような考えを持っているのか、知事の所見をお聞きしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 日本は島国でありまして、今まで多くの移民を受け入れたということもありません。多くの外国人が暮らしているというわけでもありません。ヨーロッパのような大陸国家、あるいは移民を積極的に受け入れた移民国家と言われるアメリカとはちょっと違うというふうに思います。

今、労働力が足りやんようになって、これは議員御指摘のとおりですが、外国の方に働いていただかないといけなくなってきています。技能実習というやり方から、国も育成就労という形で、働いてもらうということに大きくかじを切っております。この三重県もその例に漏れないところであります。

ただ、先ほど申し上げましたように、我々日本人は外国の人と一緒に働くのに慣れていないので、漠然とした不安があるのも事実であります。まず大事なのは、県民が安全に安心、そして県は経済を発展させるということを考えながらやっていかないと。さらには、法令をきちんと守って、

これは日本人でも法令違反する人はいますので、国籍を問わず厳正に取り締まる必要がある。ファクトを、事実をちゃんと言っていくということが一番大事かなと思っています。

外国人の犯罪が増えていると、こういう例があります。これを見ますと、在留外国人は増えていますが、比率でいいますと、1人当たり犯す犯罪というんですか、刑法犯の検挙人員数はむしろ減っているんです。そういうことをしっかりと行って、その上でどうするかというのを考えていく必要があります。先ほども言いましたように、日本人にも悪いことをする人がいるんです。悪いことをする、例えば不法就労とか不法入国、これは厳正に取り締まるべきであると思います。

やはりやっちゃいかんのは不安をあおることです。不安をあおって、皆さんは漠然とした不安を持っているでしょう、だから我々がやるから我々に力をください、これはさきの大戦でその恐ろしさを、ヨーロッパも含めて大きな犠牲を払いながら、我々は大きな教訓を得てきたはずなんです。これを決して繰り返してはいけないというふうに思っています。

労働力でいいますと、令和6年の10月末時点で約3.7万人の外国の方が三重県で働いていただいています。これが、JICAの推計ですけれども、2040年の三重県では約11.3万人の外国人が働かないと三重県のGDPは維持できないということになります。GDPが維持できなければ県の勢いは減っていくというのは御案内のとおりであります。

今既に、例えば三重県内の木曾岬町は外国住民数の割合は11.8%、12%を超えるということも聞いておるところでございます。そういった方々に日本の文化に慣れ親しんでいただいて、日本人と同じような形で生活をしていただくため、県としては、例えば日本語教育を市町と一緒にやってきたりもしていますし、災害のときに情報をきちんと届けるということもやらせていただいているところであります。

我々は外国の方も日本に包摂的というのでしょうかね、一緒になって生活をしていただく共生、包摂社会、これを目指していきたいということが議

員の御質問に対する直接的な答えですが、そろそろ国にちゃんとしたメッセージを出してほしいというふうに思っています。それはその移民政策も含めて、これは国の話なんです。ただ、難しいんです。難しいから先送りにしたい。これは人口減少と一緒にですけど、そうなると日本は限界国家になっていく。限界集落という言葉がありますが、最近出された本で『限界国家』ってありますけど、こういうふうになっていくんじゃないかという懸念があります。

したがって、我々は全国知事会議で、これも青森市で7月にありましたが、そこで私は国がメッセージを出すべきだということを申し上げました。それも知事会の提言として国に報告もしておりますし、また、知事会としてもメッセージをまとめていく、こんなことを考えているところでございます。

〔30番 野口 正議員登壇〕

○30番（野口 正） ありがとうございます。

今知事が言われました、国がメッセージを出すべきだと、国が方針を出すべきやと。絶対そうだと思うんですよ。国がはっきりしなくて曖昧な制度をつくっちゃっているような雰囲気がある。そこにいろんな国の機関が絡んできて、いろんな問題が生じている。それにいろんな企業や訳の分からない団体等が入ってきて、ちょっとゆがんだような話が出てきているからという心配があるということも聞いております。

しかし、現実問題として、今、御存じのように人手不足はもう明らかなんですよね。そして、ここへ人口は減ってきています。それで何としても、ただ、いろんな意見の中でもやはり、これは知事にあれかは知らんけど、悪徳な外国人が入ってきて、日本の制度を無視して、日本の法律の隙間を突いてきて、それで、そこにあやふやな大きな問題が生じてきて、そこがまだ問題となっているところもあると思います。これは答弁してもらわなくて結構なんですけど、やっぱりそういう方は国として断固拒否してもらえるような制度をつくってもらわないと。法律でつくってもらいたいと思っていますので、これは知事に言っても、国の制度ですので、条例等で少しはできるとは思

ますが、そこら辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次なんですけど、県内企業の外国人労働者の受け入れについてお聞きしたいと思ひます。

先ほど言われていましたように、現在県内で働く外国人の国籍は、ベトナム、中国、ブラジルの出身者が多いと聞いております。また、近年インドネシア出身の外国人労働者が全国的に増加傾向にあります。

10月11日から13日まで、私、能登半島の災害を視察させていただきました。何か話をしていたら、災害復興工事にスリランカ人の方を入れるんだという話を私の連れの方が言っていて、えっ、ベトナムじゃなくてスリランカですかというぐらい外国の方が能登の復興にも協力をいただいているのかなということをお聞かせいただきました。

それで一方、受入れ側の企業としては言葉や文化が違う外国人労働者を受け入れるために環境整備をする必要もあり、そのため、外国人労働者の受入れを推進する県としても、受入れ企業の要望や困り事を把握し、受入れ企業を支援していく必要があるのではないかと考えております。

そこで、県内企業で働く外国人労働者の状況についてどのように把握をしておられるのか、また、どのような支援策を実施しようとしているのかをお聞きいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） ただいま外国人労働者を受け入れる企業の困り事等の把握でありますとか、支援策につきましてのお尋ねをいただきました。

県では、外国人労働者を受け入れている県内企業に対して、アンケート調査を定期的を実施しております、令和6年度に実施したアンケートにおきましては、外国人雇用に関する課題として、育成に時間がかかる、採用や受入れのコストがかかるといったことや、在留資格の変更など、雇用手続が日本人より煩雑などの声をいただいております。

こうした県内企業の声も踏まえまして、県では企業の採用ニーズが高いベトナムとインドネシアにおきまして合同面接会を開催するなど、高度人材の

採用を目指す県内中小企業を支援しているところでございます。

また、国内では、外国人労働者が安心して働くことができる職場環境づくりを進めるために、外国人材の採用方法や職場定着のポイントなどを紹介する企業向けセミナーを開催するとともに、外国人留学生等を対象としたオンライン合同企業説明会も実施しております。

こうした中で、外国人労働者を受け入れている県内企業や経済団体からは、常時相談対応できる窓口の設置を求める声をいただきました。このため県では、来年度に向けて、在留資格の更新手続や公的支援メニューの紹介などに対応できる相談窓口の設置について検討を進めているところでございます。

引き続き県内企業からの声を聞き取りながら、企業の課題に即した効果的な支援策を検討してまいります。

〔30番 野口 正議員登壇〕

○30番（野口 正） ありがとうございます。

外国の方が、いろんな国の方がたくさん集まって今問題になっているコミュニティというのをつくられているところが結構あるんですよ。三重県内において、そのようなコミュニティというか、そういうグループ的なものをつくっておられるのか。ブラジルの方もあるようなことはちょっと僕、聞かせてもらったんだけど、まだほかのところはないようなお話を聞いている。ただ、個々のグループみたいなやつがあって、それがいろいろ連絡をしているが、コミュニティとしてそういう組織的なやつを、それをつくってもらうとある程度、変な言い方であれですけど、管理をしてもらうとか、いろんな伝達や流れもできるというようなことも聞いておりますので、そこら辺を加えてそういう状況はどうなっているかお聞かせください。

○環境生活部長（楠田泰司） 今三重県内にいろいろなコミュニティがあるということは把握しているんですが、どれぐらいあるかというのはちょっと手元に資料がありませんのですぐお答えできないんですけども、例えばそのコミュニティの方が外国人防災リーダーというものになっていただいて、我々が災害時に発信する情報を、インターネットとかの情報ではなくて、じ

かにコミュニティーの人に伝えていただく。こんな取組にも今、力を入れているところです。

議員のおっしゃるように、やはりそのコミュニティーのキーパーソンなんかを通じて、いろんな情報、いろんな相談を受けられるような仕組みというのはすごく重要だと思っていますので、そういったことにも環境生活部として力を入れていきたいと、こんなふうに思っております。

[30番 野口 正議員登壇]

○30番（野口 正） ある程度把握はしていただいているということで。

もう一つは、今度は企業。受け入れる側の企業のコミュニティー。こっちもちょっと問題になっています。企業間ですから、いろんなあれがあります。協同組合とかいろいろなのがあって、団体等が分かっていたり、企業は企業だけで確保している。企業の中でも、僕らが話を聞くと本当にひどい組合があるよと。これを何とかしたいと。弁護士費用を出すから、野口さん、そういう人を紹介してくださいということもありました。ですから、私が心配しているのは企業の側、受け入れる側のそういうコミュニティーとか、研修会、体制。これがちょっと心配なんですけど、この辺はどういうふうな感じになっているか、もし分かれば教えてください。

○雇用経済部長（松下功一） 各企業、どちらかというと個社になるんですが、御紹介いただいたような組合でも取組がされているというふうには聞いております。具体的などこでどのようというのは把握はしておりませんが、例えば我々が今でもやっていますけれども、セミナーとか、あるいは今回ちょっと相談窓口も考えておりますので、そうした声を拾う中で、そういった企業同士の連携とか、どういったことができるかについては、また改めて検討していきたいと思えます。

[30番 野口 正議員登壇]

○30番（野口 正） ありがとうございます。

いろんな意味で企業間、企業の方も働いてもらうにはそれだけの、変な言い方ですけど、利益とかいろいろ出してもらわなアカン。ただ、そうでなく

でも、やっぱり働いてもらっている以上はいろんな福利厚生、そういうのも全部一緒にしてあげるべきだし、国としてもそういう方向で今進めさせてい
ただいておるところです。

何か問題があったときに外国人だからとよく言われる。これはもうほかの
ことでもよくあります。障がい者、精神障がい者とか、私も関係しているん
ですけど、何かあったらそこの方の悪口を言われると。だけど、実際は現実
を見たらそうじゃないんですよということがいっぱいあるんですよ。だから、
そこら辺も含めて何としてでも働いていただく方の、同じように一生懸
命日本人として働いていただく方のやっぱり安全・安心、これも含めてやっ
ていただきたいと思います。

先ほども言っていたように、外国の方は要らないという方もみえます。そ
れはそうきつく言っているんじゃないなくて、おかしな方は要らないんですとい
う意味なんですよ。徒党を組んでやるような感じをするから、日本人の方
が異様感を持って、ちょっとおかしいんと違うかと言うている。

あと、後で小林議員が話されるか分かりませんが、やっぱり言葉とか、
いろんな意味のあれが多分出てくると思います。やっぱり言葉の大切さとい
うのも、しなきゃならない。言葉ということに関してちゃんと教育をしてい
ないように思うんですけど、そこら辺で教育的な言葉のほうの支援とか、そ
ういうのがもし分かればで結構です。教えてください。

○雇用経済部長（松下功一） 日本語教育ということでお尋ねかと思います。

それで、環境生活部と連携はしているところでございますが、先ほども申
しましたようなセミナーでありますとか、あるいは、今年は企業による従業
員の日本語学習の機会提供ということで、地域の日本語教育コーディネー
ターの派遣とか、あるいは外国での日本語講座というようなこともしていま
すので、そういったことで、より円滑に外国人の方が職場で就業できますよ
うに努めてまいりたいと思います。

〔30番 野口 正議員登壇〕

○30番（野口 正） ありがとうございます。いろいろ難しい問題もあるとは

思いますが、よろしく申し上げます。

知事には質問ではなくて、知事は今、一生懸命海外の方へやってもらっているし、海外もよく行っておられるので状況は御存じだと思います。難しい。文化が違う、言葉が違う、考え方もちょっと違う、それに宗教が入ってくれば、もうこれは完全に難しい状況があると思うんです。その中でもやっぱり合わせていかなければならない。

インドネシアの方が来られたら、当然イスラム教徒の方ですから豚肉は食べられない。そしてお酒は飲めない。とは言いながらも、日本に見える方はやっぱりそれなりに日本の文化にも接して、いろんな宗教的な部分で薄れていくような感じというか、やっている方もなきにしもあらずで、私も現場を見ていますので。ただ、それはあくまでその人の考えだし、宗教観というのは私たちがとやかく言うことではない。それを先入観を持って、せなあかんとか合わせなあかんということ自体が多分いろんな異文化のあれをやることになるんだと思う。昔、日本でも方言があつて、言葉がなかなか通じない時代もあつて、意思疎通ができない。そういう時代もあつたと思うんですよ。

だからそこら辺も含めて、もし知事、一言あれば結構なんですけど、よろしいですか。そういうことも含めてちょっと知事の考えを。

○知事（一見勝之） さっきも答弁しましたけど、日本は実は、外国の方々と日々ふれあつて生活をしていき、仕事をすることに慣れていない。ようやくそういう形になってきて、過渡期かなと思います。議員御指摘のように難しい問題はようけあります。日本語一つとってもそうです。日本語の教育を企業でやるべきなのか、それとも国がやるべきなのか、それとも建設団体がやっているように産業団体がやるべきなのか、あるいは県がやるべきなのか、市がやるべきなのか、町がやる、こういう議論もたくさんあると思います。

また、コミュニティーをつくるのが是か非か。我々の同胞も三重県からブラジルに行き、そしてハワイに行き、コミュニティーをつくりました。今は日系人の方々、非常に尊敬を勝ち得ている。努力をされた1世、2世、3世のおかげなんですけれども。そういったことを外国の方々が今日本で、三

重県でやろうとしています。大事なのはやはり共生、一緒に生きていく。外国の方が変わっていただく必要もあると思います。それから我々三重県人が、日本人が変わらなあかんところもあるというふうに思っております。共生、包摂の優しさを持って、包摂をする社会をつくっていくべきであると考えております。

〔30番 野口 正議員登壇〕

○30番（野口 正） ありがとうございます。

本当に一生懸命やっていただく方々ですから、これからも私たちの仲間としてやっていく部分もありますし、また、日本を食い物にしようとするようなやからについては、これはまた別な扱い方になると思いますので、そこらも含めてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、3の防災対策・大震災に対応した考え方についてお聞きいたします。

令和8年度三重県行政展開方針（案）では、令和7年度中に公表予定の新たな南海トラフ地震被害想定とスフィア基準等を踏まえて、三重県備蓄・調達基本方針を見直しますなどの記載があります。南海トラフ地震対策の強化に関して取り組んでいこうとされております。

一方で近年、自然災害は激甚化しており、想定外として片づけられない状況になってきております。県行政としても、その危機感は十分に持っており、しっかり対応していただいておりますが、令和7年9月12日の四日市市や菰野町での記録的な短時間大雨など、1時間80ミリ以上の猛烈な雨の発生頻度は、気象庁によるとこの半世紀ほどで倍増しているとのこと。どこまで備えるかの議論が必要となっているのではないかと考えます。

これまでの想定に基づく対策が適用しなくなりつつある中、先日も知事がくすの木パーキングに現地視察を行っていただいておりますが、その辺の印象も踏まえて、近年の異常気象の激化をどう認識し、発災後どう対応していくのかをお聞きいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 近年の異常気象の認識と、それから災害対応、これをお答え申し上げたいと思います。

その前に、大変申し訳ありません。先ほどの私の答弁の中で、最低賃金の発効の日でございますけど、明日からと言いました。これは21日と日にちが頭にありましたので、すみません。今月ではありません、来月11月21日でございますので、おわびを申し上げまして訂正させていただきたいと思いません。最低賃金、時間額が1087円になりますのは11月21日からでございます。

災害の対応でございます。日本の平均気温はこの100年間で1.4度上がってきたというふうに気象庁が言っております。また、海面の水温も100年で1.33度、実はこれが非常に大事です。海面水温が上がってくると大変なことになります。台風の強度が強まりますし、低気圧の強大化によりまして海水面が上昇してくるので、通常の高潮はさらに量がたくさん陸に押し寄せてくるということになります。

また、議員から大雨のお話がありました。1時間の降水量で見ますと、過去10年間、2014年から2023年になりますが、全国でこの年平均、50ミリ以上の降水量が発生した回数、それと、その30年前の10年間、1984年から1993年を比較してみますと、50ミリの降水量が発生した回数は1.4倍増えてきています。80ミリ以上では約1.5倍発生をしてきております。この三重県でも令和5年の6月2日に初めて県の北中部で線状降水帯が発生をしました。

多くの災害が大規模化して、頻度も上げて発生をしてきている。その結果がくすの木パーキングの冠水ということになっているんだと思います。私も視察をしましたけど、地下2階はもう全部水で天井まで埋まりました。地下1階でも数十センチの水がついているということですので、夜でしたから、もしあそこに人が車の中におったら亡くなっておられて大変なことになったと思います。物的損害は大変なことでありましたので、これに対してどうするかを今、四日市市、国で考えてもらっているところでございます。

異常気象への対応、これは地震とはちょっと異なりまして、事前に予測をすることがある程度可能であります。したがって、大きく言うと二つの方策

を取っていく必要がある。一つは避難の呼びかけ、これを工夫して、早めに避難をしてもらうということが大事。2番目は、それとも関連しますけれども、避難所をきちんと整備する。それとスフィア基準のお話もいただきましたけれども、世界的な基準に合うような、そういう避難所をつくっていく必要があります。そのためには県としては今年度からいのちを守る防災・減災総合補助金をつくりまして、市や町を支援しているところです。

仮に災害が発生をいたしますと、これはもう我々だけではどうしようもないところがありまして、自衛隊とか海上保安庁とか警察とか消防とか、日本に四つある実動機関に働いてもらって県民の命を守ってもらう。そのために連携をしっかりとやっていくことが必要かと思っております。

〔30番 野口 正議員登壇〕

○30番（野口 正） ありがとうございます。

大変な状況だということ聞かせていただきまして、これから対応をどうされていくかということは、これはちょっと難しいことがあるのでここでは質問はしませんが、その対応等について、県民の皆さんのためによりしくお願いしたいと思います。

先ほど言われました避難所の問題、ちょっと防災の後の関係になるんですけど、先ほど言いました能登半島へ行ってきました、避難所の件を実はさせていただきました。もうそろそろ2年半ぐらいたつと避難所から出ていかなければならぬらしいんです。何か僕もちょうと、えっ、そうなんですかと聞いたんですけど。それで、それから新しい公設のやつを造るらしくて、私が行ったところもログハウスで結構いいものを造っていただいているんですけど、その横に9世帯の公的住宅を造っていただくらしいと。

そこら辺を含めた上で、ちょっと困っていたということがあったのは、能登の皆さんのことですので、どうしてもお年を取っている方が多い。それで、実はそこへ移動販売車といってパンとか食料を売っている方が見えまして、たまたまその人にお話を聞かせていただきました。どうですかと聞いたんです。初めのときは被災してすぐ、皆さん避難所にいっぱいおったので、それ

なりにおったけど、最近やっぱり6割ぐらいになっちゃったと。何でなんですかと聞いたら、いろんなところへ行くと家族の方がやっぱり見えて、家族の方が引っ張って家へ連れていったりすることで減ってきました。ただ、ここにおる方はもうずっとおらなきやならない、行くところもないんですよ。例えば介護が必要な人もいないですかと聞いたら、いやいや、介護へ行きたいんだけど介護施設がないんだと。そういう話を実は聞かせていただいて、大変なんだなという思いをさせていただきました。

ただ、国の方針として、プレハブとかそういうのはもう撤去するらしいんですけど、やっぱりこの前行ったときに見て、一部ログハウスでええやつは残しますということで、それでたまたまそのイベントへ私、市議会議員が知り合いでしたもので紹介していただいて、行かせていただきました。そこは各地区から集まっているみたいで、たまたま聞いたら、場所がいいんだと。市内地の病院の前でスーパーもあるすばらしいところで、私の行ったところは45世帯ですけど、周り全部合わせると200世帯ぐらいあるところでした。

そこでいろんな話を聞かせていただいていると、やっぱり避難所の後の問題。出ていかなきゃならん。所得によって違うんですが、今度2万円から3万円ぐらいの部屋代を取られるようです。今まで要らなかったのかな。それで、それを取られるので、ちょっと大変ですわという話をしてもらった。

それを含めて、災害後の対応というのはすごく大切なということを実は聞かせていただきまして、ちょっと後からみたいな感じになるそこら辺のことを。県として避難所を造りました、だけど、その人たちはどこかへ帰らないかん。ほんで、変な言い方だけど、本当に珠洲市とかあちらのほうへ行ったらもうほとんど人がいないんですわ。ですから、どうするんですかと言ったら、公営住宅を造ってそこへ入ってもらわうしかない。じゃ、その人たちの生活はどうやって守るんですかと聞いたら、どうするんですかって。要するに先ほど言った移動車に来てもらって食料を買いに行ってくれたらいいんだけど、それをやっている人も、今はやっていますけど、これ、このままやっていけるかという自信がないですというようなことを言われて、行政

がどう思っているのかなと言われる。

そこら辺を受けて、ちょっと行政のほうで避難のあとの対応ですね、もし考えがあれば、お答えできれば結構です。もしよかったらお願いしたいんですけど。

○知事（一見勝之） まず、避難をする場所というのは学校であったりとか地域のコミュニティセンターだったりします。そうすると、学校の授業もありますし、それからコミュニティーの運営もありますので、そこになかなか長いことおれないと。それで仮設住宅に移っていただきます。場合によると県なり市町の住宅を使っただくこともあるんですけども、その環境を整えるというのも非常に重要なことであるというふうに考えております。

我々三重県では、能登半島に延べ1万8000人の方に行っていただいて、見えていただきました。議員もその中のお一人だと思います。そこで非常に有益な情報も持って帰ってきていただきました。これからどんなふうに避難所、仮設住宅を造っていくのか。例えば仮設住宅を造るところが、受援で自衛隊とか、あるいは警察や消防が全国から来る、それと重なった場所というのもあつたりしますので、それではあかんやろうというので、これから三重県、じゃ、どうしていくんかということを議論していく予定にしております。

また、議員から御指摘をいただいた避難所から仮設住宅、そして定住にどうやって移していくのか、これも重要な課題でございますので、今後南海トラフ地震にも特化した条例もつくっていきたいと思っています。その中でしっかりと議論し、位置づけをしていきたいと考えておるところでございます。

〔30番 野口 正議員登壇〕

○30番（野口 正） ちょっと飛んでしまって申し訳ない。

ただ、災害後の対応というのをやっぱり考えていただかなかつたら意味がないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間もありますので、あんまり続けませんが、本当にいろんな問題があると思いますので、非常に厳しい状況だとは思いますが、よろしくお願ひします。

最後に一言だけ。前も言いましたんですけど、たまたまそのときにお会いした自治会長が見えまして、話をしていたら、また自衛隊のことを言われていました。地震が起こった次の朝に自衛隊の人に来てもらった。ほいで、当然家が壊れて死体があったんですけど、その始末をやっぱり皆さんでようしなかった。本当にもう自衛隊の人、涙をこぼしたと、遺体を処理されたと。やっぱりそういう組織的な対応をぜひ、自衛隊に対してはいろんな意見もあるか分かりませんが、一生懸命やっているのは事実ですので、そこら辺を含めてまた感謝をされました。ほかからも来ていただいたみたいなので、そこら辺を含めてちょっと声だけ言って終わらせていただきます。

次に行きます。

次に、農林水産業の振興及び食産業の安定的支援ということについてお聞きします。

気候変動など、環境変化の中でも農業、水産業を持続的に発展させることにつきましてお聞きをしたいと思います。

農業、水産業を取り巻く社会情勢を見てみますと、米国関税措置が発生し、また、円安により飼料など、海外からの輸入品の価格上昇などによる経営への影響が懸念されるところであります。

新政権の下での、明日新政権ができるらしいんですが、国際貿易交渉の行方や価格高騰への対応についての新たな動きに注目し、それへの対応が必要となると考えております。

令和8年度予算の概算要求を示すとおり、農業においては、米の需要に応じた増産の実現を目指すこととされておりました。

また、水産業に関しては、海洋環境の激変に対応するため、水産業の強靱化に向けた取組が進められております。

世界的に気候変動の影響を軽減する適応対策を進める必要があると考えております。

米の価格高騰の背景には米の不足があり、その要因の一つに高温障害があったと言われております。

水産業では、この8月29日には、気象庁より黒潮大蛇行の終息が宣言され、今後の海水温の推移を把握しつつ、適切に対応を進める必要がありますが、温暖化が進行している中、さきの知事提案説明にありましたが、高水温化への対応を進める必要があると考えております。

水産生物の生育の場である藻場については、従来の藻類の生育の停滞、また、魚の活動が活性化することによる食害が原因となり減少している状況であると聞いております。

魚類養殖ではイリドウイルス病やハダムシ症などの病気の発生が見られ、魚病が養殖業者の経営に大きな影響を与えております。加えて、アサリの漁獲量は令和5年度が167トンで5年前の約20倍となっていますが、ピーク時である昭和57年の約1万5000トンには遠く及ばない状況にあります。

気候環境という大きなものに対して、すぐに県行政でできるかといえば難しいということは事実であろうと思います。ただ、農業者や漁業者にとっては、米や魚が取れないということは、生活ができないということでもあります。関係者の生活安定、県内の食を守るためにも、早急に対応を進めていただく必要があると思います。

環境変化に対する農業、水産業の今後の方針について県民や関係者が理解できる、支援の詳細な説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、農業、水産業における環境変化への対応についてお答え申し上げます。

気候変動など環境変化による農作物や水産物の生産の不安定化により、農業、漁業経営の影響が顕在化していることから、関係機関等と連携し、県では対策を実施しているところでございます。

まず農業、米についてでございます。米の品質・収量向上に向けましては、普及指導員が中心となりまして、夏の高温化においても安定的に生産できる栽培管理の推進や、高い品質を確保できる品種、結びの神の生産拡大などに

取り組んでまいりました。

引き続きこれらの取組を進めるとともに、農業研究所では令和10年のデビューを目指しまして、コシヒカリより収穫量が多く、収穫時期が異なることで作業の分散が図れるなどの特徴を持った新たな高温耐性品種の開発を進めているところでございます。

また、渇水の影響を受けにくい節水型乾田直播の実証を行うなど、先進技術の導入を促進してまいろうと考えております。

続きまして、水産業についてでございます。藻場の再生に向けましては、平成8年度から昨年度までに約38ヘクタールの藻場を造成したところでございまして、今後、令和13年度までに新たに14ヘクタールの造成に取り組んでまいります。また、魚類による食害の軽減に向けまして、籠などを用いて海藻を保護する対策の普及に取り組んでまいります。

次に、高水温による魚類養殖での魚病被害の軽減に向けてでございますが、昨年度から水温の低い深い水深における養殖技術の開発を進めているところでございます。県内での導入を目指して今後実証に取り組んでまいります。また、九州などの養殖実態を調査し、高水温に適応可能な新たな養殖対象魚種の導入に向けた検討も進めてまいります。

それから、干潟・浅場の減少や貧栄養化の影響を受けるアサリ資源の回復に向けましては、令和4年度から松阪地区において稚貝の流失を防ぎ、波浪から貝を守る砕石を用いた浅場を造成し、今年7月には当該浅場への稚貝の試験放流を実施いたしました。今後、放流した稚貝の生育状況等のモニタリング調査を実施し、効果的な放流手法の開発に取り組んでまいります。

また、貧栄養化に対しましては、栄養塩類管理運転の在り方の検討に向けて、排出濃度を上げた場合に漁場へ及ぼす影響について、シミュレーション解析を行ってまいります。

こうした取組を着実に進め、迅速な普及を図るとともに、今後起こり得る環境変化についても、現場の状況把握に努めながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

[30番 野口 正議員登壇]

○30番(野口 正) ありがとうございます。

質問をさせてもらおうと思っておったんですけど、ちょっと答えにくいのかなと思ったのであれですけど、今年の米の価格は上がるんですか、下がるんですかと聞こうかと思いつたんですけど、多分難しいかなと思いますので、これはやめさせていただきます。

できないでしょう。結構です。できる。すみません。

○農林水産部長(枅屋典子) 必ずこうだと言い切るのはちょっと難しいんですけども、ニュース等でも流れておりますように、概算金が大分高く示されているというような状況からも、銘柄米なんかはちょっと高めになっているのかなというような認識でおります。

以上です。

[30番 野口 正議員登壇]

○30番(野口 正) 上がりそうだということで、それだけ生活をまた圧迫することかなと思いますが、大変なことだと思いますので。かといって生産者の方のこともあるので、あんまりそこら辺のことは私どもがはっきりどうのとは言いにくいかなという思いがしております。

もう、質問というよりも意見になるんですけど、水産業を今の環境のせいと言われてしまうと、もう何も言えなくなってしまう。対策をさせていただいているが、結果がなかなか出てきていない。2年、3年では出ないんだと思うんですけど、前も一般質問で言わせてもらったんですけど、結果は出ないがやっていますではやっぱり生産者の方、また、いろんな関係者の方はなかなか納得してくれないんですよね。僕らも怒られる立場であれなんですけど、いや行政は一生懸命やっていますよというのは伝えているんです。でもそんなすぐ結果は出ませんよと私は言うんですけど、やっぱり実際の現場の人らにとっては、何をしておるんやと、もう3年やないかと、ほんなら3年、4年もむしろに飯を食わさんのかという意見が出ますのでね。

もうこれ以上言うても申し訳ないので、質問とはしませんけど、やっぱり

そういう思いの意見というのはあるんでね。知事、何か言いたそうなんだけど、そういうがあるので、そこら辺を含めてできるだけ早く、もうあかんのやったらあかと、こんなことは言えんと分かっていますけど、それぐらいの覚悟でやってもらわないと。この気候変動のせいだけにして、対策して何も技術的にも難しいと、お手上げですという状況やと私は見ているんですけど。いや、そうじゃなくて一生懸命やっていますよという方もたくさんみえるから、私はもうそう思って信じてやっていますのでということは皆さんにはお伝えしているんですけど、本当に大丈夫なのかと言われたときに、… …となっちゃうので。ぜひ申し訳ないですけど、そこら辺だけはよろしく、早く結論を出して、結論を早く出せというのは難しいのも分かった上で言うんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。もうこれは意見とさせていただきますので。

それでは、最後になりますが、5番のほうに行きます。

これは私、医療保健子ども福祉病院常任委員会の副委員長をさせていただいていますので、本来委員会という話もありましたんですけど、代表質問ということでちょっと、皆さんの御意見も含めてということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

まず、病院の経営についてですが、全国の病院の約6割が赤字経営となっております。自治体病院、公立病院においては約9割が経常赤字という状況であります。このままでは閉院する自治体病院も出かねない状況と聞いております。

この状況の背景には、物価高の影響により、医薬品のほか医療に必要な注射器や包帯等の診療材料費、入院患者に提供する患者給食等の給食代、電気、ガス、水道等の光熱費などの値上がりが大きく影響しているとお聞きします。

また、病院職員の処遇改善のための人件費の増額等も大きく影響しているとお聞きしています。

こうした状況の中で、各病院においては様々なコストダウンの取組を行っており、入院患者等を含め積極的に受入れなどをして経営改善に取り組んで

いますが、病院の主な収入源は国が定める診療報酬による収入であるため、病院独自の経営努力では限界が来ているようにお聞きしています。

特に公立病院においては、緊急医療の提供や僻地医療の支援など、県民が安心して暮らしていくために、住民にとって欠かすことのできない医療の提供に取り組んでいただいております。

こうした病院の安定した経営を守ることは、県民の健康や命に直接的に関わってくることになると思います。

そこでお聞きします。県では、こうした病院の経営危機を踏まえ、どのように取り組んでいるのかお聞きいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 申し訳ありません、知事答弁ですので、どのように取り組んでいるかだけではなくて、今後どのように取り組んでいくかも答弁させていただきますと思います。

先ほど議員から農業についてお話をいただきました。農政も今大きな岐路に立っておるといえるのは、御同僚の藤田議員の御質問に対してお答えしたところでございます。医療提供政策もその例に漏れませんで、人口減少が一つの原因ではありますが、今、全体を見直さんとあかんようになっておると認識しています。

総務省の調査によりますと、令和6年に自治体が運営します、いわゆる公立病院の赤字は令和6年度で過去最大、83.3%が赤字です。これは構造的な問題というふうに言わなあかんと思います。人件費の上昇、人口減少もあります、物価高騰、極めて厳しい状況であります。県内を見ても17の公立病院がございまして、16病院が赤字。これも本当に構造的な問題です。国がしっかりと考えなきゃいけない状況になっています。公立以外でも、三重県病院協会ですが、81の加盟病院があります。そのアンケートをしまして、38の病院から回答いただきましたけれども、やっぱり68%が赤字なんです。

これを何とかせないかんというので、私ども、全国知事会でも国に要望していますし、それからこの間9月12日、官邸で直接石破総理にお話をする機

会がありました、そのときも新潟県知事からも病院の問題はもう避けて通れないというか、待たないで済むという話もありました。私どもも賛同を示したところでございます。国も緊急支援で、令和6年度の補正予算で病院の施設整備や病床数の適正化、これについては支援をしてくれておりますし、県を通して支援しているものもございます。

また、議員からも御指摘いただきましたが、診療報酬、これは基礎の基礎になります。令和8年度の見直しにつきましては、私ども知事会からも、県から独自でも国へ要望して行って、もう見直しをしてもらわんともたんと。

ただ、それだけではありません。この間ありました関西大阪三重県人会で、私の高校の先輩で、大阪で大きな病院の経営を担当されている方にお話を聞きましたけど、機器の更新がもう無理なんですと。12億円する機器を四つ抱えているんですけども、もう耐用年数を過ぎても使わんとあかんような状態。そういう病院の状態では、議員御指摘のように県民の命に大きな影響があるということでございます。

県としても医療提供体制の効率化を進める。効率的な病院経営のためにアドバイスをしたりもしていますし、また、新たな地域医療構想の策定、この中でそういったものを捉えていきたいと考えているところでございます。

〔30番 野口 正議員登壇〕

○30番（野口 正） ありがとうございます。

日本のすばらしい制度の中に国民皆保険制度というのがあります。これ、本当に一番すばらしい制度だと僕は思います。世界を探しても、安心して医療を受けられて、誰もが受けられる。こんなすばらしい制度がある。これを守っていかなければならないと思っています。そのための中心となるのは病院でありますし、後で述べるお医者さんでもあります。各企業関係やいろんな医療関係も全て含まれるんですが、そこら辺を含めて、やっぱり不安をなくすためにも、何としても病院は維持をしていきたい。ただ、今言われたように、国の報酬制度の中でやる場合ですので、国の補助がないとやっぱり分からないし、失礼な言い方ですけど、僻地とかいろんなところについては、

これはもう民間企業では絶対やりませんので、赤字になってまでやるのはまずないので。どうしても公的機関にならざるを得ないかと思っておりますので、ぜひそこら辺のことを考えた上でよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間もありますので、もうお願ひだけになりますますが、病院ということは、大事だと思っております。よろしく頼みます。

続きまして2番のほうに入りますが、医師の確保ということで、先ほど言いましたが、国民皆保険制度を何としても継続していくことが私は必要だと信じております。この制度のためにも、医療提供を確保し、病院を安定的に運営していくためには、病院の要となる医師の確保が不可欠であります。三重県においてもこれまでに様々な医師確保対策に取り組んでいただいておりますが、依然として特定の診療科は医師が不足している課題があります。

これも含めて、例えば医師が不足すると、病院の緊急患者の受入れ体制に影響し、県民が健康で安心して暮らしていくための医療提供体制の維持に大きく影響すると思っております。

三重県においていろんな医療ニーズが高くなっていると思っておりますが、特に高齢者が住む地域において医師が不足しているということは、県民の健康や命を守ることに直接関わってきております。

そこでお聞きいたします。三重県におけるこれまでの医師確保の取組や現状の課題についてお聞かせください。また、課題に対してどのような対応をしていくのかお聞かせください。

ちょっと内容をはしりましたので申し訳ございません。時間がないかわかりませんが、よろしくお願ひします。

○医療保健部長（松浦元哉） 三重県における医師確保対策の取組について御答弁申し上げます。

令和4年の統計によりますと、本県の人口10万人当たりの医師数は241.2人で、これは全国順位では34位と、医師少数県になっております。

三重県では、医師確保計画に基づきまして、三重大学医学部地域枠の臨時

定員の確保、医師修学資金貸与制度の運用等により取組を行ってきました。

平成24年から令和4年の10年間ですと43.9人増加をしております、この増加率は全国9位と、このような状況にはなっております。

一方で、地域別には医師が不足している地域もありまして、地域別の偏在、それから議員御指摘の診療科別の偏在の課題もありますので、これらの課題に対しまして、医師不足地域への地域枠医師の派遣調整に取り組むほか、麻酔科ですとか小児科、産婦人科、あるいは総合診療科といった医師が少ない診療科に対しまして、医師確保に必要な費用等を支援してきているところでございます。

加えまして、来年度は。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○医療保健部長（松浦元哉） 医師偏在是正プランを策定し、今後もこれらの取組を通じて医師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

〔30番 野口 正義員登壇〕

○30番（野口 正） ありがとうございます。ちょっと時間がなかったので申し訳ありません。

もう少しあるんですけど、南のほう、と言ったら失礼な言い方ですけど、やっぱり医師が不足しているところへ何としても医師を入れていただかなければならないと思います。本当に医師が不足している、前も言った産科もそうですけど、そういうところへ特に何としても行政として支援をしていただいて、そして、そこに医師を入れていただく。そういうようお願いを申し上げまして、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時31分休憩

午後 1 時30分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（森野真治） 代表質問を継続いたします。34番 小林正人議員。

[34番 小林正人議員登壇・拍手]

○34番（小林正人） 皆さん、こんにちは。自民党県議団、鈴鹿市選挙区選出の小林正人でございます。

まずは知事、2期目御当選おめでとうございます。

また、新たに4人の仲間に加わっていただきました議員方、本当におめでとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いします。

午前中、藤田議員が非常に欲張って項目をたくさんというふうなことを言われましたけれども、私もよくよく見たらこれ、7項目ですけれども、14分割ということで、多分最後まで行くのはちょっと難しいのかなということですから、しっかりと頑張らせていただきます。

また、今年の6月に一般質問をさせていただいて、即、この10月にまた代表質問ということなんですけれども、少数会派ということもありますし、代表質問はこれで3回目になるんですが、一番最初は前会派で、大変お世話になりました中森議員の代理でさせていただきました。そして、その前と今回はT議員に無理やり就けられまして、T議員というのは辻内議員ではありません。しかしながら、こういう機会を与えていただいた以上、しっかりと頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず一つ目でございます。

県民の価値観と知事の思う三重の姿について質問させていただきます。

最初に、この質問は少し抽象的なものになりますので、その辺りは御容赦いただきたいと思います。

まず、価値観という言葉の意味ですが、何に価値を認めるかという考え方で、物事を評価、判断する際の基準であります。また、価値観の定義としては、個人や社会が重要だと考える信念や原則を指し、私たちの思考や行動を導く指針となるものとあります。

さらに、価値観の重要性、形成、他者との関係については、日々の決断や目標設定に影響を与え、自分の価値観を理解することで自己実現への道筋となる。生活経験や教育、文化的背景によって形成され、また、道徳観や倫理観も影響する。人それぞれ異なり、完全に一致することはまれであるが、互いの価値観を認め合うことで円満な関係を築けるとあります。

私も今や58歳になりまして還暦間近でございますが、そういうことや、この世界に36年間おらせていただきますこと、歳とともに考え方が少し変わってきたこと、それとまた、昨今の国内及び世界情勢、異常なまでの環境状況の変化、自然との共生、教育の在り方や文化継承等々、果たして県民の価値観に対してきちっと応えられる三重県を目指しているのか、疑問点が多々出てまいりました。

当たり前かもしれませんが、今の行政はいろんな施策、事業を推進する、させることが大前提であります。事によっては現状維持や後退とは言いませんが、昔のほうがよかったのではと思うことも正直あります。

令和7年版県政レポートの中に、県民の皆さんの生活の満足度についてのみえ県民1万人アンケートの調査結果があります。

内容としましては、全体の満足度としては10点満点中、最も新しい令和6年度の調査では5.96であり、前年度より0.05ポイント上昇しております。また、分野別では、14項目のうち満足している層の多いのが、身のまわりの自然環境で34.8%、次いで健康状態で27.9%、医療サービスが23.9%、満足していない層は移動手段、交通の便利さが50.1%で最も多く、次いであなた自身の給料や報酬・賃金、これが41.2%。3番目が家計と資産で37.1%でした。

確かに他の項目を含めて、こういった1万人アンケートの結果を見ても、これらの内容を踏まえて、また、時代や世の中の流れを見て、政策・施策、

事業を進めていただいていることも理解できますが、全てがそうではないという事実もあります。また、さきにも述べたような問題から、少数派かも知れませんが、今の県政の進め方に反対の方々もおられるのではと思います。

具体的に申しますと、これは私が地域や様々なところを回って聞く声です。決して私の声ではありませんが、少し紹介をさせていただきますと、まず、多かったのが道路。災害、緊急時には必要なものを除き、平時において多少時間がかかろうが、利便性が悪くならうが、無駄な予算をつけてこれ以上造る必要はないんじゃないか、昔はほとんどが砂利道で高速道路もなかったが不自由とは感じなかった、時間をかけてどこかに行くというのも風情があった、そういうこともおっしゃられました。

また、教育においても、まず少人数教育、我々のときは1クラスに50人生徒がいた。それでも何ら成績に影響があったとも思えないし、友達もたくさんできた。自然環境の中で、先生ともしっかりコミュニケーションが取れた。さらに、ゆとり教育が子どもたちを弱くする、自己肯定感なんて学ぶ、教えてもらうものではなく、自ら感じ、育んでいくのだと、これは元教員の方がおっしゃられておりました。

全てを御紹介するとそれだけで時間がなくなってしまいますので、まとめると、医療・介護の分野を除くこれ以上の技術革新や発展を希望するよりも、豊かな自然や環境を維持したほうが良いというお考えの方の声が多く、要は今、県がよかれと思ってやっていることも、それぞれの人の価値観で全く違うということでもあります。時代錯誤と言われればそれまでかも知れませんが、私もこれらの考えに賛同するところもあります。

これら県民の皆さんの価値観の違いを受け、知事として今後どのような三重県を目指すのか、お聞きいたします。よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 戦後すぐの、発展をこれからしていかなあかんときは大体人間の希望というのはまとまっていまして、給料を増やしたい、所得を上げてほしい、ええ家に住みたい、ええものを食べたい、そういうことなんで

すけど、それが実現されてくると、やはり考え方は様々です。成熟した社会、これはヨーロッパもそうですけど、いろんな考え方があります。

今やっておられる国の政策の進め方に不満を持っている方もおられますし、県の仕事の仕方に不満を持っている人もおられます。何割というのは言えませんが、2割、3割は必ずおられる。市もそうですし、町もそうです。

道路について、今のままでいいんやということをおっしゃる方もおられる。これは、そうおっしゃられる首長もおられるかもしれませんし、県議会議員の皆さんもそうおっしゃられる方がおられるかもしれません。丁寧に御要望を私どもが聞き取って、それに対応させていただきたいと考えているところでございます。教育も同様でございます。

ジェネレーションというか、年齢による違いもあるというふうに思います。やっぱり私らの小さいときと比べても、随分様々な考え方があるように思います。

例えば男性の育児参加、私らが子どものときにそんな話はなかったんじゃないかな。今、三重県内の育児休業の取得率は、2015年度が3.9%やったものが2023年度は32.7%、県庁では昨年度、1週間以上の育児休業を取る男性がもう9割を超えているということです。これも変わってきたなど。あるいは子どもの権利、1994年に子どもの権利条約を日本は批准しました。私らが小さいとき、子どもの権利があるってそんな話は聞いたことがなかったんですけど、今はそれは当たり前で、特に自由権というのは生まれながらにしてあるんだということになってきています。

また、転職も当たり前になってきました。私や議員が就職したときは、その企業にずっと働くんだというのが当たり前でしたけど、もう今は、5年たってスキルがある程度身についたら、あるいはこの企業においてもスキルが身につかんなどと思ったら、転職するのは当たり前。これがええか悪いかということとは別に、そういう社会に日本も、そして三重県もなってきたのと違うかなというふうに思っています。

大事なものは、お一人お一人の考え方をきちんと確認すること。そして漠然

とした不安があるのなら、それに対して考え方はこういうことかというのをきちんと説明すること。

若い人は、御同僚の議員の以前の質問にもありましたけれども、SNSで情報を取って、それが正しいと思ってしまうこともあるわけですね。SNSの情報というのは、大手の新聞社とか、あるいはテレビ局が出しているものとは違って、無責任に流しているものもあるので、それが正しいかどうかというのをきちんと我々行政は、そして政治もそうやと思いますけど、それを説明していくということが大事ななと思っております。

全ての方の価値観を施策に反映するということはできないんですけれども、そこから最大公約数を酌み取って、それに応えるようなことをやっていくのが我々の仕事かなと。

大事なものは、多様性を無視することではない。他人を尊重する必要がある。これは、先ほどの御同僚の野口議員の御質問にもありましたけれども、国籍もそうですし、考え方についても当てはまるものだと思います。

一人ひとりの尊厳を守りながら、一人ひとりの声に耳を傾け、県政を推進していくというのが我々に課せられた使命であると思っております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 知事、ありがとうございます。

まさにおっしゃられるように、全ての方、県民が一致して目指す三重をつくるというのは不可能なことだと思いますけれども、さっきおっしゃられましたけれども、お一人お一人の尊厳というのをきちっと大切にさせていただいて、今後、知事の目指す三重づくりについてさらに努力をしていただきたいな、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の項に移らせていただきたいと思います。

文化振興についてであります。文化については、先日の一般質問で田中議員のほうから非常に高尚な質問をしていただいたので、私のほうからは基本的な質問をさせていただきたいと思っております。

まず、文化芸術振興における意義であります。文化庁によれば、豊か

な人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティーの構成員としての誇りやアイデンティティーを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産であるとあります。

このようなことから、文化は広く捉えると人間が自然との関わりや風土の中で生まれ育ち、身につけていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとした暮らし、生活様式、価値観等、人間と人間の生活に関わることの向上をはじめ、新たな価値の創設や経済発展にも大きく寄与するものであり、本県においてもその重要性を鑑み、三重県文化振興計画や三重県文化振興条例を策定し、様々なことに取り組んでいただいております。

しかしながら昨今の時代背景からも、例えば文化の担い手不足や文化拠点の整備、文化そのものに対する希薄化、民間や地方公共団体、国との連携等、課題、問題も多々あります。

そこで今回は、今後の本県社会において文化が機能、その役割を十分果たせるために、四つの視点からお聞きしたいと思います。

まず一つ目は、人と社会と文化の関係についてであります。

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性を涵養する上で大変重要なこと、また、正義感や公平さを重んじる心や他人を思いやる心などは、文化を大切にする環境の中で養われます。今後はさらに時代が進み、社会の変容も著し

く、人は様々な新しいことに挑戦していかなければなりません。こうした中で、文化は人々の創造力の源泉であり、他者に関する心を通じて、他人を尊敬し、考えを異にする人々と共に生きる資質を育むなど、大変重要なものがあります。

要は、文化は人間らしく生きるために必要不可欠なものであるということ、また昨今、都市化や過疎化、少子・高齢化が同時に進行する中で、都市部では人の孤立感や疎外感が高まり、一方、地方では人口流出等により連帯意識が薄れるとともに、都市部の文化の影響を受け、地域の個性が失われつつあります。

人々が心のよりどころを失い、人と人とのふれあいが希薄となる中で、文化は人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協同し、共存する基盤となります。これは我々もよく感じるところであり、地域の祭りや行事、文化活動等がこれに当たり、コロナ禍以降、開催中止や催事自体がなくなってしまったものも多々あります。また、郷土への愛着ということも、その地域の文化が衰退することで薄れていっているような気もいたします。

このようなことから、社会において文化が果たす役割について、県はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） 社会において文化が果たす役割について御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

三重県は、多様で豊かな自然環境を背景に、地域の環境に応じた農業や林業、さらには漁業に関係する文化を生み、それらは棚田や森林の景観、海女漁の技術等として受け継がれるとともに、地域に根差した祭りや行事が育まれ、豊かな歴史や文化として今日まで存在しています。

また、お伊勢参りや熊野詣があり、三重は古くから多くの旅人を受け入れ、手厚くもてなすなど、外部の人々や文化を懐深く受け入れる寛容さ、もてなしの心も育まれていると考えます。

こうした世代を超えて引き継がれてきた三重の多様で特色ある文化は、県民によって立つアイデンティティーであると考えます。

文化は、アイデンティティーの基盤であるほか、人と人とのつながりを強めたり、観光やまちづくりなど多様な分野と連携することで新たな価値を創造することができるものであり、人口減少等の課題を抱える今日の地域社会におきましては、その維持・発展に果たす役割は非常に大きいものと考えます。

こうした中で、三重県文化振興条例の制定や、条例に基づき文化施策を具体的に展開していくための三重県文化振興計画を策定し、取組を進めているところです。

県としましては、誰もが文化に触れ親しみ、自主的に活動することができるよう、環境をつくること、地域文化の継承ができるよう、人を育てること、先人たちからの貴重な財産を将来に引き継ぐため、歴史をつなぐこと、そして、文化との連携で新たな価値が創造されるよう、文化を生かすこと、これらを柱としまして、文化の力で心豊かに活力ある三重の実現を目指して取組を進めてまいります。

[34番 小林正人議員登壇]

○34番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。

本当に、これからさらに時代が進んで、社会が変容していく中で、人の心がいいも悪いもさらに複雑になっていくことが考えられます。そんな中で文化は本当に人と人をつなぐ大変有効なものであると思いますし、さきにも触れさせていただきました地域の祭りや文化活動等は、それ自体が独自の価値を持つだけでなく、地域住民のよりどころとして、また、郷土愛にも大きく影響することから、今後も取組をさらに強固にさせていただき、頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

二つ目として、地域経済と文化の関係性についてお聞きをいたします。

文化の在り方は、人の生き方や暮らし方、生活様式に大きな関わりがある

地域の経済活動に多大な影響を与えます。同時に、今日の社会においては、文化そのものが地域の経済活動になっております。

民間で始めた例の一つ挙げさせていただくんですが、私の地元、鈴鹿なんですが、鈴鹿げんき花火大会というのがあります。ここに来場者として約10万人規模の方が訪れて、そういたしますと1人1万円ということで、大体10億円の経済効果になるのではないかなと、そんなふうに思います。

また、文化の持つ創造性は地域経済の発展に欠かせませんし、製品におけるデザインなど様々な産業において、文化は高い付加価値を生み出す源泉となっております。

さらには、映像・音楽産業や余暇関連産業など、文化に関連する産業は今後さらに成長が期待され、文化への投資は投資額の2倍以上の生産誘発効果があるとの調査結果も出ており、文化が新たな需要を喚起し、知識集約型産業として多くの雇用の創出にも寄与するとされており。

そこでお聞きいたしますが、地域経済の振興に向け、文化と産業の連携をどのように考えておられるのか、お聞きいたします。よろしく願いいたします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） 地域経済の振興に向けた文化と産業の連携について答弁をさせていただきます。

三重県文化振興条例では、文化の振興に当たっては、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、多様な施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない旨を規定しております。

このことから、三重県文化振興計画におきましては、観光その他産業の発展とともに、地域の文化振興を図るため、文化と観光その他産業の連携を重点取組に位置づけて取り組んでおります。

県では、観光におきまして、三重の文化や歴史を学んで、ゆかりの地を訪問し体験していただくことでさらに理解を深める旅としまして、文化観光を進めております。文化観光は、地域経済の活性化に寄与するとともに、来訪

者にとっては、文化への理解を通じてより深い感動や充足感を得ることができるとは思いませんかと考えております。

また、地域の風土や暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた伝統工芸品について、魅力を県内外に情報発信するとともに、現代の消費者ニーズに対応した商品開発や大都市圏での販路開拓を行う事業者を支援しまして、伝統産業の振興を促進しています。

県立文化施設ではアーティストと連携した事業を行っております。具体的には、令和6年度、三重県総合文化センターのアートショップで、アーティストの無料作品展とともにアーティストの作品の販売を行い、県内外から約7000人が訪れ、好評を得ました。また、アウトリーチ事業としまして、県内の飲食店において、文学や古典作品の朗読劇を楽しむイベント、MPADというものがあるんですが、こういったことを実施して、今年度は15回目の開催となっております。

そのほか、県立文化施設は文化活動をする方に貸館による場の提供もしております。展示会等を開催して自分の作品を多くの方に知っていただくことで、今後の作品の販売や展覧会への集客につながり、活動を行う方の持続的な収入源を得ることができるものと考えます。

県としましては、引き続き他分野と連携した事業を行うことで、県立文化施設等で県民の皆さんが文化の力を活用した自主的かつ主体的な活動も行えるように場の提供や情報発信等で支援をしております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございます。

観光と文化の関係に始まり、いろんな取組をさせていただいていることを御紹介いただきました。今後さらなる取組に期待をいたします。

次ですけれども、文化の発展を支える人材の確保と育成についてであります。

優れた文化を創造していくためには、その担い手に優秀な人材を得ることが不可欠であり、創造性豊かな芸術家や文化の創り手と受け手をつなぐ人材

の育成など、文化を支える多様な人材の確保と育成が必要であります。そのためには、育成のための環境整備や、文化施設、文化団体において魅力的な活動を効果的に行えるよう、管理運営に当たるアートマネジャー等が必要だと考えますし、博物館や美術館などで資料の収集、保管等を行う専門職員である学芸員、ボランティア等の確保や育成、また、研修等も必要だと思います。

文化の担い手や文化活動を支える人材の育成と確保に向け、どのように取り組まれているのか、お聞きをいたします。よろしくをお願いします。

[楠田泰司環境生活部長登壇]

○環境生活部長（楠田泰司） 文化の担い手や文化活動を支える人材の育成等について答弁させていただきます。

三重県文化振興計画では、文化の担い手の育成及び確保を基本施策の一つと位置づけておりまして、若い芸術家や文化を支える専門的人材の育成や、育成に係る取組への支援が必要であると認識しております。

県では、より多くの子どもたちに文化に触れ親しんでもらえるよう、オーケストラの指揮者体験や楽器体験を実施したり、小学校等で伝統芸能や和楽器、和装体験等を提供するなど、さらに深く知りたい、習ってみたいというきっかけづくりを行っております。

また、文化芸術活動を行う方がさらに技術を磨けるよう、高校演劇部員向けの演技や舞台技術などを学べるワークショップ、音楽に興味のある方向けのプロの演奏家から指導を受けられる講座を開催しております。さらに、大学生等を対象として、公共劇場の役割や運営管理を学ぶアートマネジメント講座を実施しておりまして、将来、劇場の運営に携わる人材の育成にも取り組んでおります。

そのほか、県立文化施設では、それぞれの施設の特徴に応じて、学校などによる団体見学の際の施設案内やイベントの企画・運営など、多様なボランティア活動を実施するとともに、大学から学芸員養成課程の実習生を受け入れまして、文化施設の運営を支える人材の育成に取り組んでいるところです。

一方で、文化団体からは、若年層の参画に係る苦労やマネジメント人材の不足など、課題の声も聞き取っております。

県立文化施設での担い手育成の取組に加えまして、文化団体の抱える課題については、次期文化振興計画の改定で具体的な取組の方向性を示すとともに、新たな支援の在り方についても検討してまいります。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございます。こちらいろいろ取り組んでいただいていることに感謝いたします。

なかなか文化、ふだなじみがないことなので質問も難しいですし、実は今日は、これまでの代表質問や一般質問を聞かせていただいておって、楠田部長がそこでいつもしゃべりたそうにうずうずされておったので、この文化の質問は一挙にさせていただこうかなと思ってさせていただきました。これで終わりなので御安心ください。

それでは最後に、これまでいろいろお聞きしましたけれども、一番大切なことは、文化を大切に作る心を育てるということで、そのためには我が国の歴史、伝統や世界の多様な文化を尊重する教育を充実させることだと思います。

将来の文化を担う子どもたちの豊かな感性を育て、我が国の文化の支えとなる自然、歴史、伝統や社会のルール、道徳心、生活規律などの規範意識を身につけさせるとともに、世界の多様な文化を理解し、尊重していく態度を養うことについて、学校教育の場でどのように取り組まれているのか、お聞きいたします。よろしくお願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、文化と教育について答弁させていただきます。

県教育委員会では、多様な文化や価値観を尊重し、郷土に愛着や誇りを持って互いに支え合う力を育むための取組を推進しております。

各学校では、地域の特色や児童生徒の発達段階を踏まえた学習活動に取り

組んでいます。

まず、郷土文化の学習として、小・中学校では社会科や総合的な学習の時間などを活用し、体験的な学習活動に取り組んでいます。例えば、志摩市では安乗の人形芝居、松阪市では深野和紙を題材にするなど、伝統文化に直接触れ、地域の人々と交流する学びを通して、児童生徒は郷土への愛着を深めております。

高校では、地理歴史科での学習を基礎に、総合的な探究の時間や課題研究において、教科の垣根を越えた学習が行われています。例えば、ある農業高校では、特産の伊勢茶を題材に、栽培から商品開発の実習、さらにはお茶の歴史や文化までを学ぶ取組を通して、生徒は地域の魅力を再発見し、郷土への理解を深めております。

それから次に、世界の多様な文化の学習についてですが、小・中学校では、外国語の授業において、外国語指導助手による出身国の文化の紹介や、海外の学校との交流を通して、児童生徒は文化の多様性を体験的に学んでいます。

高校では、地理歴史科や公民科の授業で、世界の国々がそれぞれの独自の歴史・文化を背景に成り立っていることを学んでいます。

また、多くの高校において、海外の姉妹校との共同研究や、食文化交流などの国際交流を通して異文化理解を深め、多様な価値観を尊重する姿勢を養っています。

こうした異文化理解の一環として、今年度、イスラエルとパレスチナから若者を招きまして、県内の高校生との対話集会を開催いたしました。紛争地域で暮らす同世代の言葉に直接触れることで、生徒たちが異なる立場を理解し、対話を通じて解決策を探ることの重要性を体感する大変有意義な機会となりました。

本県には、古来より多様な人々や文化を受け入れ、発展してきた歴史がございます。県教育委員会では、今後も、子どもたちが郷土への愛着を深め、多様な価値観を尊重し、共生社会を築く態度を育むことができるよう取り組

んでまいります。

[34番 小林正人議員登壇]

○34番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

いろいろなことに取組をさせていただいていること、理解いたしました。今後もさらに歴史・文化、伝統に対する理解を深め、尊重し、豊かな人間性を育み、一人ひとりの個性や能力に応じた教育を展開していただき、文化を担う個を確立していただけるよう御期待いたします。

最後と言いましたけれども、最後の最後に、知事に一つお伺いをいたしたいと思います。

世界の多様な文化を尊重する教育についてを先ほどお聞きしましたが、グローバル化の中で、他国との文化交流は、個々の考え方や価値観の違いから危険視される一方で、各民族、各国が互いの文化を尊重し合えば世界平和の礎になると言われております。私もそのとおりだと思いますが、このことについて知事のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○知事（一見勝之） 昨日、伊賀の方にお招きをいただきまして、上野天神祭に行ってまいりました。

三重県各地そうなんですけど、伊賀の上野天神祭も素晴らしいお祭りだなと文化を感じました。鬼行列とか、あるいはだんじり。だんじりは私が勤務していました大阪の南のほうで有名なだんじりもありますけれども、伊賀でも、そこに勝るとも劣らない、素晴らしいだんじりを9基も見せていただきましたし、何よりもすばらしかったのは、子どもらがその祭りに参加をしているということで、議員もおっしゃいましたけど、子どもたちに文化の大切さを伝えていく。それを身をもってというか、自分が参加することで伝えられる祭りが今残っているというのは羨ましいことでもありますし、これからも継続していただきたいなというふうに思います。

文化交流が世界平和の礎だという議員の御主張をお伺いしていて、かつて私が携わった観光の行政、ここに観光は平和へのパスポートという言葉がございました。これは1967年に国連が国際観光年というのを定めたんですけど、

そこに掲げたスローガンです。観光は平和へのパスポート、観光することによって平和は維持されることがあり得るということです。

実際に、J N T O、日本政府観光局が訪日外客の実態調査をする中で、2006年、2007年に空港でのインタビューを約1万4000人を対象にやりました。それで出てきたお話が、日本の人々が親切とか礼儀正しい、訪日前は何%の人がそう思っていましたかという、そのインタビューの中では28.9%、訪日後はどうですかと聞くと、37.8%。約9ポイント増えているんですね。やはり日本に来て、日本の文化に触れ、人々に触れると、日本の人は優しい、礼儀正しいんだ。そうすると、また日本に来てみたい。そして、これはあまり想像したくないんですけど、仮にその国と紛争が起こったときに、いやいや、日本の人はええ人やでということを書いていただく人も増えてくるということでもあります。

もともと観光というのは、中国の古典の易経の言葉、国の光を観るという言葉が観光の語源というふうにされています。その国の光、すばらしいもの、その国にはすばらしいものがあるんだというのが、議員がおっしゃっておられるその国を尊重し、尊敬するという言葉。具体的には、観光という行為でそれが分かることもあるし、別にその国に行かなくても、文献や映画を見るところでも、その国のよさを実感することはあり得るというふうに思っております。

それが大々的にできるのは、実は万博ではないかなと私は思っておりまして、先頃、大阪・関西万博が閉幕しましたけれども、約半年にわたって、4月から10月まで万博が開催されました。多くの国の人々と日本の老若男女がふれあうことによって、この国はこういう考え方をしているのや、こういうおいしいものがあるのや、こういう文化があるのや、こういうふうに感じてもらったんじゃないかと思えます。逆に、三重県のよさも関西パビリオンの中の三重県ブース、これはパビリオンの中で一番ようけの人が三重県ブースを訪れてくれたんです、そこで感じていただいて、また三重県に行きたいなという気持ちを持っていただいて、それが平和につながるのではないかなと

考えておるところでございます。

[34番 小林正人議員登壇]

○34番（小林正人） 知事、ありがとうございます。

本当にベストアンサー中のベストアンサーだと思いますし、ずっと聞いておりたいんですけども、ちょっと時間が足りないので、この辺で終わらせていただきたいと思います。今後も文化振興に御尽力されることをよろしくお願いいたします。

それでは、次に入らせていただきます。

県内企業における日本語教育支援についてお聞きをいたしたいと思います。

昨今、人口減や少子・高齢化等の影響から、どの業界においても労働力が不足している状況で、今後、外国人労働者は必要不可欠な存在となります。

そのような中、国では、令和6年6月21日、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布をされました。それにより、先ほど野口議員のときにも知事のほうから説明がありましたけれども、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます。

この制度の導入により、外国人労働者は今後さらに増加傾向になることが想定をされます。制度のメリット、デメリットもいろいろ考えられますが、今回はその中でも、特に外国人材の日本語教育支援が企業の新たな義務となり、そのことが企業の負担につながるのではというところを取り上げたいと思います。

例えばこの日本語教育において、学習環境の整備としては、日本語教師の確保、教室やオンライン環境の整備、教材や学習ツールの提供が、また、学習時間の確保として、週2回から3回の授業時間設定や、業務時間内での学習機会の提供、さらには定期的な習熟度確認のためのテストの実施や運営体制の構築として専任担当者の設置やサポート体制の整備等が考えられます。

このことは、特に中小企業にとっては、経営にも大きく直結する問題にな

ります。

現に、これは鈴鹿市内企業においてですが、外国人を雇用する企業に対してのアンケートで、日本語能力が課題と答えたのが81.1%、日本語教育が必要としたのが84.9%、しかしながら、日本語教育を実施しているかという問いに対しては、しているが15.1%で、していない理由のほとんどがコストがかかるためという結果でした。ちなみに、ここで公的支援が必要と答えられた企業が約53%あります。

このように、外国人労働者の確保と定着を促進するためには日本語教育が必要だと分かっているけどできないという企業が多く存在します。

そこでお聞きいたしますが、企業における日本語学習に関する支援が積極的に行えるよう、企業が直接的に活用できる補助制度等を創設していただくことは可能でしょうか、お聞きいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 議員のほうから、日本語教育に関する企業への補助制度の考えについてお尋ねいただきました。

外国人労働者が企業におきまして安全かつ円滑に就業するためには、日本語の習得が重要だというふうに認識しております。日本語教育の推進に関する法律では、もう議員は御承知のことかと思いますが、従業員である外国人労働者の日本語教育については、第一義的には企業の責務とされておりまして、企業側の取組が求められているというふうに感じております。

こうした認識の下で申しますと、日本語教育に必要となる企業の恒常的な経費を公費で補助することは、県民の理解や事業の継続性の観点から、慎重に判断していく必要があるかというふうに思っております。

一方で、従業員数が少ない中小企業・小規模企業が、議員からも御紹介ありましたが、外国人労働者を雇用する場合に日本語教育の実施に負担感を持っている企業が多いということも事実かと思っております。

県では、日本語教育に係る企業の負担を軽減するため、企業の採用ニーズが高い国であるベトナムとインドネシアにおきまして、県内企業への就職が

内定した高度人材などを対象に、現地での日本語講座を実施しております。また、企業による従業員への日本語学習の取組が進みますように、地域日本語教育コーディネーターを企業に派遣しまして、日本語学習の必要について啓発をしてございます。

今年度、さらに、外国人を雇用する県内約5000社を対象に、日本語教育に関するアンケートを実施しましたところ、日本語教育ができる担当者や講師がいない、あるいは日本語学習者の業務時間との両立が難しいといったことに加え、仕事に必要な専門用語の習得や方言の理解など、経費負担の軽減だけでは解決が困難な課題も明らかとなってまいりました。

このため、さらなる支援策としまして、来年度から、外国人従業員を対象とした効果的な日本語教育の仕組みについて検討を進めていきたいと考えております。

今後も、県内企業の声を丁寧にお聴きしながら、効果的な支援の在り方について議論をしてまいります。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございます。

様々な御支援をしていただいておりますという御回答でしたが、企業が直接使えるような財政支援、そういうふうなのは今のところはないということですが、他県では、例えば、山梨県がやまなし外国人活躍企業支援事業費補助金として、県内の中小企業や社会福祉法人などに対して上限100万円、補助率2分の1を、富山県では外国人材日本語習得サポート事業として、同じく1企業あたり15万円を、鳥取県では外国人活躍促進企業支援補助金として1事業所当たり30万円を補助しております。

財政力指数を見ても三重県より低いところの県だと思いますし、そしてまた、三重県は製造品出荷額が10兆円を超えるというようなところで、これから外国人の方というのは人材不足で非常に必要になってくる。そういうことも考えても、やっぱり県として、直接そういうふうな企業が使える補助メニューというか、そういったものは必要だと考えますが、いかがでしょうか。

再度、もう一度御答弁をよろしく申し上げます。

○雇用経済部長（松下功一） 議員のほうから他県、例えば山梨県とかを御紹介いただきました。そういった事情につきまして、私どもも確認はさせてもらっておりまして、中身のほうも承知はしてございます。

現在、これらの他県事例も参考に、支援策を検討しているところですが、企業における日本語教育におきましては、先ほどのアンケートもありましたように、足元では、講師など人材の確保といった課題が大きいものというふうに考えております。こうしたことから、講師の確保が困難な地域でも、また、時間も選ばずに利用できるeラーニングによる日本語教育プログラムといったものも、今、視野に入れて検討を進めているところがございます。

今後も、企業アンケート結果の分析を行いながら、企業が行う日本語教育の取組を後押ししていきたいと考えております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 今後さらなる御検討をよろしくお願いさせていただきたいと思っております。

それでは時間もないので、次へ進めさせていただきたいと思っております。

難病と小児慢性特定疾病についてであります。

全国の難病患者数は約105万人であり、そのうちの約60%の63万人が二十歳から69歳までの就労世代の方であります。また、小児慢性特定疾病の患者数は約13万人で、こちらは160人に1人という状況であります。

少し、これらの難病と小児慢性特定疾病の関連について、これまでの国の財政支援等、いろいろ説明をさせていただこうと思っていたんですけども、時間がないのでちょっと割愛をさせていただいて、まず、一つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

これらの支援について問題となっているのが、移行期医療支援の問題であります。

とりわけ小児慢性特定疾病の子どもたちにおいては、幼少期から長期間に

わたり小児科に通院している場合があり、成人期の医療機関への移行が必ずしも円滑に行われていない。そのため、成人期に発症する生活習慣病等小児科では対応できない病気の発見や治療が困難になるという問題。

また、小児慢性特定疾病の医療費助成の対象年齢は基本的に18歳までであり、引き続き治療が必要と認められた場合でも二十歳までで、その後の医療費負担をどうするのか。別の形で助成のみならず給付という形や民間の保険等も考えられますが、全てが適用対象にはならない。この辺りの不具合を県としてどのように捉えられているのか。支援策等の方策はあるのか、お聞きをいたします。よろしくをお願いします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、小児慢性特定疾病患者、それから難病患者の医療的な移行と、それから経済的な負担について御答弁申し上げます。

小児慢性特定疾病患者は、成人期に達した場合に小児科から疾病に応じた適切な成人診療科への移行が必要でありますけれども、原疾患の受診経緯等から、現在は小児科が引き続き対応、診療を行っていることも多い状況でございます。そこで、移行期医療に従事する内科医等の成人診療科の医師の確保や、診療体制の構築といった課題があると認識しております。

このような課題への対応としまして、県では、本年8月1日から三重大学医学部に移行期医療に関する寄附講座を設置いたしました。移行期医療に従事する成人診療科の医師の確保や育成等を支援する取組を開始したところでございます。

今後は、小児科から成人診療科への円滑な移行に向けて、様々な関係機関と連絡調整・連携支援を行う役割を担う移行期医療支援センターの設置を目指して、そのための窓口となるコーディネーターの育成に向けた検討を進めるなど、移行期医療の取組を進めてまいりたいと考えています。

それから、経済的な負担軽減でございます。

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、原則18歳未満を対象に医療費の自己

負担分を補助しております、令和7年3月末時点で、県内では1708名の方が受給されております。

この助成制度は児童福祉法に基づきまして、児童等の健全育成を目的としており、症状や治療が長期にわたり、生活の質を低下させる疾病であることなどが要件になっております。

一方で18歳以降も医療費助成を受けるためには特定医療費助成制度を利用する必要がありますけれども、特定医療費助成制度は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいておりまして、この法律は難病の治療研究の推進等を目的としていることから、原因が不明であり、希少な疾病であること等が要件になっております。

このように、両制度はその趣旨が異なっておることから、対象疾病や認定基準に差があるということで、成人後に特定医療費の認定基準には該当せず、医療費助成の対象外になる方がいらっしゃるということを県としても把握しております、これには課題があると考えております。

県におきましては、国においてこの両制度の一体化について検討してほしいということで、要望を続けておるところでございますけれども、まだ実現には至っておりませんので、引き続き、国に要望してまいりたいと考えております。

[34番 小林正人議員登壇]

○34番（小林正人） ありがとうございます。

移行期支援センターの設置等々、まだまだ問題があると思いますし、引き続きの国への御要望、よろしく願いをいたします。

次に、患者と共に生きる家族・ケアラー支援についてお聞きをいたします。

難病・希少疾病と共に生きる人のケアは、特に発症が小児期以前であるほど、親、保護者が中心となって行っているのが現状であります。親、保護者にとっては、子どもが難病・希少疾病と共に生きる際、通常の子育てに加えて、発症不明な未知の病気と向き合い、生命の維持から進学や就労といった人生設計、長期の療養や医療的・経済的課題等、多くの問題、悩み、不安を

抱えながら生活を送っております。

そこで、この家族・ケアラー等のいろんな負担軽減のために、県としてどんな支援策を考えられているのか、お聞きをいたします。よろしくお願ひいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 小児慢性特定疾病を抱える子どもとその家族は、身体的あるいは精神的にも様々な形で負担がございます。

そこで、県では、そういった患者とその保護者の日常生活や療養上の困り事についての相談に対応するため、三重県津庁舎内に設置しております難病相談支援センターで相談を受け付けておるところでございます。

担当の相談員は、個々の相談に応じて必要な情報の提供及び助言を行うとともに、福祉制度の紹介や関係機関との調整を行い、各種支援施策へとつないでおります。また、地域での難病相談会や疾患ごとの学習会、交流会等も実施しておるところでございます。

さらに、各保健所におきましては、保健師等が在宅で療養する患者宅を訪問し、患者やその家族が抱える日常生活や療養についての相談を受けるとともに、医療、福祉、教育関係者等と連携し、成長に合わせて必要な支援も行っているところでございます。

さらに今年度は、患者及び保護者の方の実態を把握し、優先して取り組むべき課題を明確にするためにアンケート調査を実施しております。

今後、この調査結果を踏まえまして、児童や保護者のニーズに応じた必要な支援について検討してまいりたいと考えております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 今後、家族・ケアラー等、今置かれている状況のアンケート調査をとということですが、実態をさらに調査していただき、必要に応じた支援をお願いしたいと思います。

最後に、患者の社会参加と就労支援についてお聞きをいたします。

今回は、特に教育課程を終えた患者の社会参加としての就労の場というこ

とでお聞きをいたしたいと思います。

こういった方々の支援等の一例としては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等における就職支援事業があります。また、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率制度により、企業には身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務が定められております。

現状では、難病・希少疾病と共に生きる人は、この枠組みに入っておらず、なかなか就労に結びつかないケースが多く見られます。

そこで、患者の社会参加と就労支援、県としてどのような取組をされているのか、お聞きいたします。よろしく願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、難病患者の就労支援について御答弁申し上げます。

難病患者等に対する就労支援につきましても、先ほど御答弁申し上げました難病相談支援センターで行っておるところでございまして、就労担当の難病相談支援員がハローワークの難病患者就職サポーターと連携して支援を行っております。

具体的には、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえた就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な支援を行っているところでございます。

また、県内企業を訪問しまして、難病患者就労の実情の説明ですとか、雇用に向けての協力依頼等も行っております。

令和6年度の実績でございますけれども、正規就労4名、継続就労5名、短時間・短期就労3名の計12名が就労に結びついており、就労相談につきましては599件を受け付けたところでございます。

今後も、ハローワーク等の関係機関との連携を一層強化しまして、きめ細かな難病患者への就労支援を行うとともに県内企業への普及啓発、協力依頼

等を行いまして、難病患者のよりよい就労環境の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。引き続きのお取組のほう、よろしく願いいたします。

患者が治療と仕事との両立を図りながら、中長期的なキャリアを実現できる就労環境の整備を今後ともしっかりと整えていただけるように要望させていただきたいと思います。

それでは、次に行かせていただきたいと思います。

小児医療体制の整備についてであります。

全国的に小児の救急医療体制の整備は進展していると言われておりますが、依然、医師不足や地域間格差など解決しなければいけない問題も多々あります。

特に夜間・休日における専門的な診療体制の確保は喫緊の課題であり、今現在も各地域で独自の工夫を重ねながら、子どもの健康と家族の安心を守るための取組がなされております。

総務省消防庁の令和5年版救急・救助の現況では、救急搬送される小児の数は、新生児は除くんですけれども、大人の8.4%の約48万人であり、軽症77%、中等症は22%、重症1.4%となっており、とりわけ子どもの特性に合わせた、また、小児は疾患の進行が速く、特有の身体的・心理的ケアが求められることから小児専門の知識を備えた救急医療体制が必要とされております。

そういった中で、小児医療体制の整備というのはこれからどんどん必要となってくるわけですが、県内の小児科病院でございますけれども、これは聞いた話なんです、病院経営上はお荷物とみなされ、小児科の閉鎖は常態化、県内の診療科目別一般病院数、小児科は1989年の51施設をピークに、2022年には41施設と19.6%減少、また、同診療科目別一般診療所数、小児科は1993年の449施設をピークに、2020年には255施設と43.2%減少しま

した。

小児医療は、採算性に乏しい上に、対象人口の急速な縮小、小児疾病構造の変化等で存続自体が危ぶまれている状況であります。

ここで少し県内の医療圏域別の小児医療の医師数を見てみますと、10万人当たりなのですが、最も多い順から津圏域が29.1人、次いで三河圏域が13.5人、伊勢志摩が12.6人、桑員が12.2人、松阪が9.6人、伊賀が9.3人、鈴鹿が7人、東紀州が6.4人となっております。

このようなことから、全てのステージに応じた小児医療提供体制を整備することは若い世代の方々が安心して子育てできる、また、子ども自体の健康維持や生命の安全の確保につながる喫緊の課題であると考えますが、第8次三重県医療計画においてどのように取り組まれていくのか、お聞きいたします。よろしくをお願いします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 三重県の小児救急医療体制の取組について御答弁申し上げます。

まず、症状の軽い患者には、市町が運営します休日夜間応急診療所等が対応しておりまして、救急搬送されるなど、これらの機関では対応が困難な患者には小児の入院が可能な総合病院を小児地域医療センター、これは県内に7か所ございますけれども、そのセンターとして位置づけ、また、救急対応が可能な病院を小児地域支援病院として位置づけて対応を行っているところでございます。

さらに、三重病院を、県内全域をカバーする小児救急医療拠点病院として位置づけまして、初期救急医療施設等からの小児重症患者の搬送を24時間体制で受け入れております。

また、高度な専門医療を要する患者は三重大学医学部附属病院において、新生児は三重中央医療センターが対応するなど、連携を取っているところでございます。

こうした体制を維持するために、県では、小児患者に対応できる医師を増

やすために、内科医等の小児救急に携わる可能性のある医師を対象とした研修への補助を行っております。

また、小児地域医療センター等が行います非常勤の小児科医師等の確保や輪番体制の維持に対し財政支援を行うとともに、小児救急医療拠点病院であります三重病院の運営についても支援を行っております。

これらに加えまして、不要不急の受診を減らすために夜間や休日の急な子どもの病気などについて電話相談できる、みえ子ども医療ダイヤルを設置しておるところでございます。

なかなか、小児科を標榜する医療機関が全国同様に減少しておりますので、県としても限られた医療資源を効果的に活用していく必要があると考えておりました。国に対しても、小児医療体制の確保に向けた支援策の拡充を要望しておるところでございます。

それから、小児科医師の問題につきましては、地域の偏在もありますことから三重大学と連携して、引き続き、小児科医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございます。

とりわけ、医師数の地域の偏在ですけれども、これを何とか解消できるように、今後とも三重大学としっかり連携を取ってやっていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に行かせていただきます。

避難所の整備についてでございます。

こちらの、避難所についての生活環境の三大課題と言われるトイレ、寝床、食事について、とりわけトイレ等の問題についても質問させていただこうと思ったんですが、一般質問で中嶋議員が高尚な質問をされましたので、ここは割愛をさせていただいて、衛生管理の問題についてお聞きしたいと思います。

避難所は多くの方が限られた空間で生活することから、密集・密閉の状

態になりやすく、当然、そうなれば感染症の問題、あるいは避難者の権利擁護の問題等、不具合が生じます。このようなことから、避難者1人当たりの十分なスペースの確保やゾーニングが必要であり、国の新たな避難所運営の指針では、1人当たり最低3.5平方メートルの居住スペースを確保するということが明記をされましたが、こちらも全国の市区町村の現状は、49%が満たしていないという状況であり、県内においてはどうか、今後の対策はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

二つ目は、要配慮支援の問題であります。

災害対策基本法では、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、避難生活において特に配慮を要する人を要配慮者と定義しております。とりわけ今回は、高齢者と障がい者への配慮についてお聞きしたいと思います。

体力や移動能力に不安を抱える高齢者や様々な障がいを持つ人々にとって、避難所生活は特に苛酷なものになりがちであります。段差が多くて移動が困難であったり、トイレが和式で使えなかったりという物理的なバリアに加え、必要な介護や医療的ケアが中断されてしまうというリスクもあります。また、視覚や聴覚に障がいがある方にとっては、必要な情報を得ることが難しい情報バリアも深刻な問題であります。

このことについては、以前、私の質問で個別支援計画を市町が作成する際、連携を取って迅速に対応していただきたいということも言わせていただいたことと、また、先月、三重県障害者団体連合会と三重県知的障害者育成会の方から、避難所においての話をお聞きいたしました。

その中で、能登半島地震の際、輪島市では27か所の福祉避難所を準備していたそうですが、実際開所されたのは11か所だそうで、原因は福祉避難所自体が被災をし、開けられなかったとのことであります。

このことから、一般的な避難所においても障がい者を受け入れるスペースと支援スタッフの確保が必要だと考えますが、県内避難所の現状とこういった問題にどのように対応されるのか、お考えをお聞きいたします。よろしくお願いたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） スフィア基準への対応についてお答え申し上げます。

国が能登半島地震を踏まえ、令和6年12月に改定した避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針では、避難者1人当たりの生活空間や衛生的なトイレの確保など、スフィア基準に沿った対応を求めています。

この改定に合わせて、県でも令和7年3月に三重県避難所運営マニュアル策定指針を改定いたしまして、スフィア基準に沿った生活環境の確保に向けて必要な項目を示すとともに、チェックリストを設けて市町に取組を促しているところです。

報道機関が全国の市町村を対象にした避難所に関するアンケートによりますと、スフィア基準に沿った避難所の生活空間が確保できていないと回答した県内市町でございますけれども、これは半数以上ございました。課題としては、想定している避難者に対して避難所の数が不足していること、パーティションなど必要な資機材が不足していることなどが挙げられております。

県では、令和7年度にいのちを守る防災・減災総合補助金を創設いたしまして、簡易ベッドの導入やマンホールトイレの整備など、市町の実情に応じた取組を支援しております。

避難所の課題解決を図るため、能登半島地震で支援活動を行った専門家を招いて、意見交換を行う取組なども行ってございまして、災害時のトイレの確保をテーマにした回では、参加市町から、日頃の準備の重要性がよく分かったと好評を得ました。

こうした取組によりまして、避難所が安心して生活できる場となるよう、県と市町が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） 福祉避難所についてお答えをさせていただきます。

災害発生時に配慮を要する方々を受け入れ、支援できる体制を整備した福

祉避難所を確保することが重要というふうに考えております。

このため、県では市町に対し、福祉避難所の一層の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけを行っているところでございます。

現在、県内の全ての市町において福祉避難所が確保されておりますが、南海トラフ地震などの大規模災害の発生を想定すると、さらなる拡充が必要と考えております。

また、お話のありましたように、被災するなどし、福祉避難所を想定どおり開設できない場合も考えられるというふうに思っております。

そのため、福祉避難所の確保に加え、県と三重県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で協定を締結し、御協力をいただきまして、災害発生時に要配慮者の方々が旅館、ホテル等を避難所として活用できるようにしております。

今後も様々な施設を活用し、被災した福祉避難所に代わる新たな避難所の確保に向け取り組んでまいります。

また、こうした受入先の確保と併せて、一般避難所における要配慮者のスペースの確保も必要と考えております。

防災対策部のほうでは、三重県避難所運営マニュアル策定指針に要配慮者のスペースの確保をすることなどを明記し、市町等に周知を図っているところでございます。

子ども・福祉部としましても、能登半島地震での災害派遣福祉チーム、DWA Tの派遣経験による知見等を踏まえ、防災対策部と連携し、市町への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 防災対策部長、それから子ども・福祉部長、御答弁ありがとうございました。

時間のない中、焦らせてしまいまして、とりわけ防災対策部長においては、何を話しているのが全然分かりませんでした。私もそうですけれども、すみません、別のところでまたお聞きをしたいと思います。

それと、子ども・福祉部長、本当にありがとうございます。というのは、

以前質問させていただいたときに、こういう福祉避難所で活躍されておられる J R A T というようなところがありまして、これは理学療法士とか作業療法士とか、そういった方々、13団体が組まれている組織なんですけれども、県との災害協定を結んでいただきました。何と私が質問をさせていただいてから1年間かかりました。ありがとうございます。

そのことを言わせていただきまして、残りの質問は次にさせていただくいたしまして、今回2期目、知事が当選されまして、本当に期待をするとともに、どの方への知事の答弁を聞いておっても、非常に人間味があって、温かくて、本当に三重県のことを考えておられるんだな、まさにうちの津田代表と同じなんだなというような思いがいたしております。

今後もしっかりと、三重県が皆様にとってよりよい県になりますように頑張ってくださいことを期待いたしまして、代表質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。明21日から23日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明21日から23日までは休会とすることに決定いたしました。

10月24日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時41分散会